

第3期水俣市地域福祉計画 水俣市成年後見制度利用促進計画 第3期地域福祉活動計画

令和3年度～令和8年度

基本理念

「みんなでつながり支えあい
いきいきと暮らせるまち 水俣」



令和3年3月

水俣市
水俣市社会福祉協議会

第3期水俣市地域福祉計画 第3期地域福祉活動計画

発行：水俣市福祉環境部福祉課

住所 〒867-8555

熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

TEL 0966-61-1650

FAX 0966-63-9044

社会福祉法人 水俣市社会福祉協議会

住所 〒867-0005

熊本県水俣市牧ノ内3番1号もやい館内

TEL 0966-63-2047

FAX 0966-63-3570

発行年月：令和3年3月

はじめに



本市では、社会福祉法に基づき策定した平成27年4月から令和3年3月までの「第2期水俣市地域福祉計画」において、“誰もがもやいの心で「水俣に住んでいて良かった」と実感のできるまちを目指して”福祉のまちづくりに取り組んで参りました。

この間、社会情勢は大きく変わり、本市においても、少子高齢化の一層の進行や、大規模な自然災害の発生、今後の生活に対する不安などに加え、新型コロナウイルスの感染拡大によって、これまでとは違う「新しい生活様式」を求められ、家族や地域とのつながりまで分断されるような社会が見られています。

このような課題に対応するためには、公助としての行政の取り組み、共助としての社会保障制度、自助としての個人・家族の取り組みに加え、地域において支え合い、助け合うといった互助の考え方を推進し、地域福祉の機能を一層高めていく必要があります。

そこで、今回「第3期水俣市地域福祉計画」を令和3年4月から令和9年3月までの6年間の計画として策定し、「**みんなでつながり支えあい いきいきと暮らせるまち 水俣**」という基本理念のもと、人と人とのつながりを大切にしたい、子どもから高齢者、または障がいのある無しに関わらず、誰もが健やかに、いきいきと暮らせる、地域共生社会を目指して参りたいと考えております。

また、この計画の上部計画である「第6次水俣市総合計画」に定める平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標計画(SDGs)」の基本目標を併せて実現していくことも推進して参ります。

この冊子には、水俣市社会福祉協議会が所管する「地域福祉活動計画」を併せて策定し、地域住民と福祉の専門職が連携して取り組みます。「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「水俣市成年後見制度利用促進計画」も合冊しています。

この計画の策定にあたり、貴重な意見や提言を賜りました水俣市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、御協力をいただきました全ての皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和3年3月

水俣市長 高岡利治

目 次

はじめに 市長挨拶

第1章 計画策定の趣旨

1	計画の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	他の福祉計画との関係	3
4	計画の期間	5
5	計画策定の体制	6
6	体制組織図	7

第2章 現状と課題

1	水俣市の現状	10
2	地域福祉における課題	13
3	第2期計画の検証・評価	16
4	ニーズ調査（ヒアリング）	36

第3章 施策・事業の推進

1	計画の基本理念	40
2	計画の基本目標	40
3	計画の方針	41
4	施策の体系図	42
5	実施施策	43
6	計画の推進・進行管理	54

第4章 計画策定に係る資料等

1	策定のスケジュール	56
2	地域福祉計画策定研修会の概要	57
3	水俣市地域福祉計画策定委員会設置要綱	59
4	水俣市地域福祉計画策定委員会委員	61
5	水俣市地域福祉計画策定プロジェクトチーム	62
6	地域福祉計画策定事務局	62

第5章 水俣市成年後見制度利用促進計画

1	水俣市成年後見制度利用促進の目的	64
2	計画期間	64
3	現状と課題	65
4	計画の目標	69
5	成果指標	69
6	具体的な施策	70

第6章 水俣市社会福祉協議会第3期地域福祉活動計画

第3期地域福祉活動計画によせて

1	計画の趣旨	75
2	計画の位置づけ	75
3	計画の期間	75
4	計画の策定体制	75
5	第3期地域福祉活動計画のあらまし	76
6	第3期地域福祉活動計画の実施施策	78
7	計画の進行管理	90
8	策定メンバー	92

第1章

計画策定の趣旨



第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

第2期水俣市地域福祉計画時（平成27年度～令和2年度）からさらに進んでいる少子高齢社会は、地域社会の存立さえ脅かしつつあり、様々な社会情勢の変化や世界的な感染症の蔓延等により「新しい生活様式」が求められる等、これまでの常識が通用しない社会構造となってきました。

このような中、水俣市をはじめ地方の小さな自治体が目指してきた、地域社会における助け合いや家族等への支援、地域住民同士のつながり等は大きな変革を求められていると言わざるを得ません。また、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童・高齢者虐待の増加等の社会問題は、さらに顕在化してきています。

国では、このような社会の変化に対応していくため、平成29年（2017年）12月に新たな地域福祉（支援）計画の策定ガイドライン等の策定や地域福祉計画の策定・改定の促進と社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の普及・促進を一体的かつ効果的に図ることを目的として、「地域での計画的な包括支援体制づくりに関する調査研究事業」を行う等、各自治体における地域福祉の充実を図っていくものとしています。

また、この計画の上部計画である「第6次水俣市総合計画」に定める平成27年（2015年）9月の国連総会で採択された、SDGs（Sustainable Development Goals：エスディージーズ）「持続可能な開発目標」における17のグローバル目標と169のターゲットの推進と、特に地域福祉に関する部分について、一人も取り残すことのない社会を確立すべく、あらゆる観点からの持続可能な開発を目指すものとしています。

本市においては、この地域福祉・地域共生社会を目指すため、必要な方に必要な福祉サービスが提供できるよう、地域社会を構成する一員として主体的に日常生活を営み、挨拶が行き交い、多世代の交流が盛んで、ここに住んでよかったと思える地域社会をつくってまいります。

行政は、専門機関や地域住民、福祉活動団体、あるいは市民ボランティア等地域に関わるすべての人たちと協働して、福祉サービスを必要としている人を支えていく「地域福祉」の推進を行い、計画的に取り組みを進めていくために、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」を策定します。

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に基づき市町村が定める計画であり、地域福祉推進の主体である地域住民や福祉関係団体等の参加を得て、地域福祉の政策や制度等を充実させながら、地域福祉を推進していくための仕組みや体制づくりのために策定する計画のことです。

また、「地域福祉活動計画」とは、住民の立場から地域福祉を推進していくため、地域の生活課題を明らかにし、その解決に向けた民間の自主的な活動や行動のありかたについて、社会福祉法第109条による「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である社会福祉協議会が策定する計画です。

どちらの計画も、地域福祉の推進を目指すことや、住民の参加を得て策定を進めていくことが共通していることから、お互いの計画の内容や事業等を共有、また整合性を図りながら、相互に連携することが重要になります。

このため、市の地域福祉計画が令和3年（2021年）3月に第2期の計画期間を終了することから、次期計画についても地域福祉活動計画と一体的に策定しました。

2 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、上位計画である「第6次水俣市総合計画」との整合性を図りながら、福祉部門の基本計画として「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（ひまわりプラン）」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「いきいき・みなまたヘルスプラン（水俣市健康増進計画及び食育推進計画）」、「みなまた生きる支援推進プラン（水俣市自殺対策計画）」等、福祉関係の個別計画を横断的に結びつけ、これらを地域において総合的に推進します。

また、水俣市社会福祉協議会が策定した「第3期地域福祉活動計画」と相互に連携を図ります。

3 他の福祉計画との関係

水俣市地域福祉計画は、関連する分野別計画との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築を目指します。

また、社会福祉法第108条に基づき、市町村の地域福祉の推進を支援し、計画の達成に資するため策定された「地域福祉支援計画」（熊本県）との整合性を図ります。

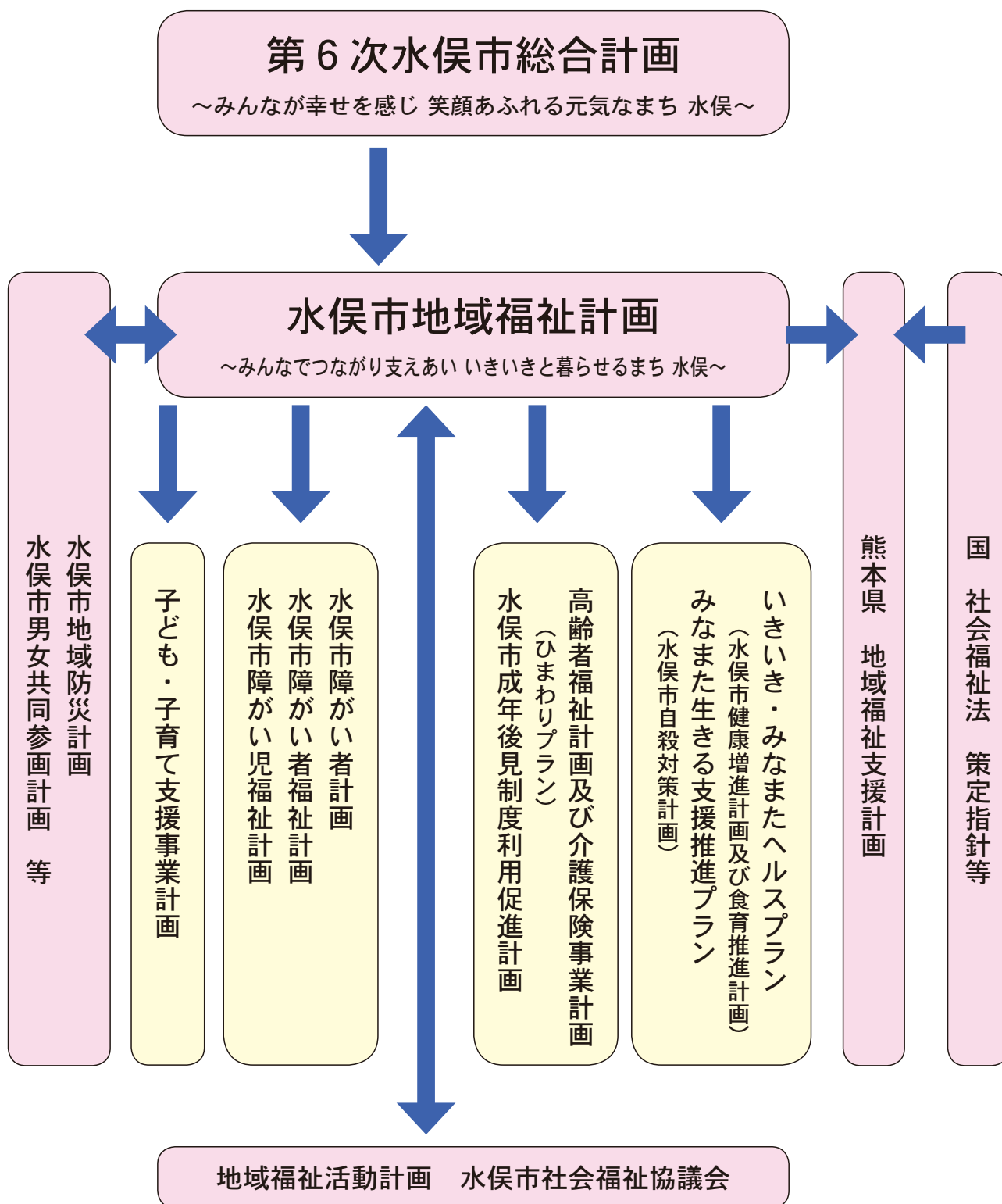


図-1 水俣市地域福祉計画の位置づけ

4 計画の期間

第3期水俣市地域福祉計画の計画期間は、令和3年（2021年）度から令和8年（2026年）度までの6年間とします。



図-2 水俣市総合計画と域福祉計画・他計画期間との比較

5 計画策定の体制

(1) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、地域福祉の推進に係る検討を行い、様々な分野からの意見や提言を計画に反映していくため、「水俣市地域福祉計画策定委員会」（以下「委員会」という）を設置し、福祉団体、福祉事業所関係者、教育関係者等に参画いただき検討を重ねました。

(2) 庁内プロジェクトチームの設置

地域福祉行政に関するさまざまな事業や施策を検討・調整するとともに、庁内の関係部署が横断的に連携を図った計画策定を目指し、「水俣市地域福祉計画策定プロジェクトチーム」を設置し、協議を進めました。

(3) 事務局会議の設置

福祉課、いきいき健康課、社会福祉協議会、社会福祉事業団の職員で事務局会議を週1回以上開催し、調整と進捗状況をそれぞれ把握し、策定作業に努めました。

(4) 地域福祉に関するニーズ調査（ヒアリング）の実施

本計画の策定に先立ち、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、ニーズ調査（ヒアリング）を実施しました。

しかし、これまでの策定作業では、団体ヒアリング、地域ヒアリング・ワークショップ、保健・医療・福祉のつどいワークショップの3つの方法で、ニーズ調査を行いましたが、令和2年1月から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に伴い、緊急事態宣言の発出等、感染予防対策を行う必要があったため、地域懇談会やワークショップが開催できず、個別・少人数でのヒアリングを実施しました。

6 体制組織図

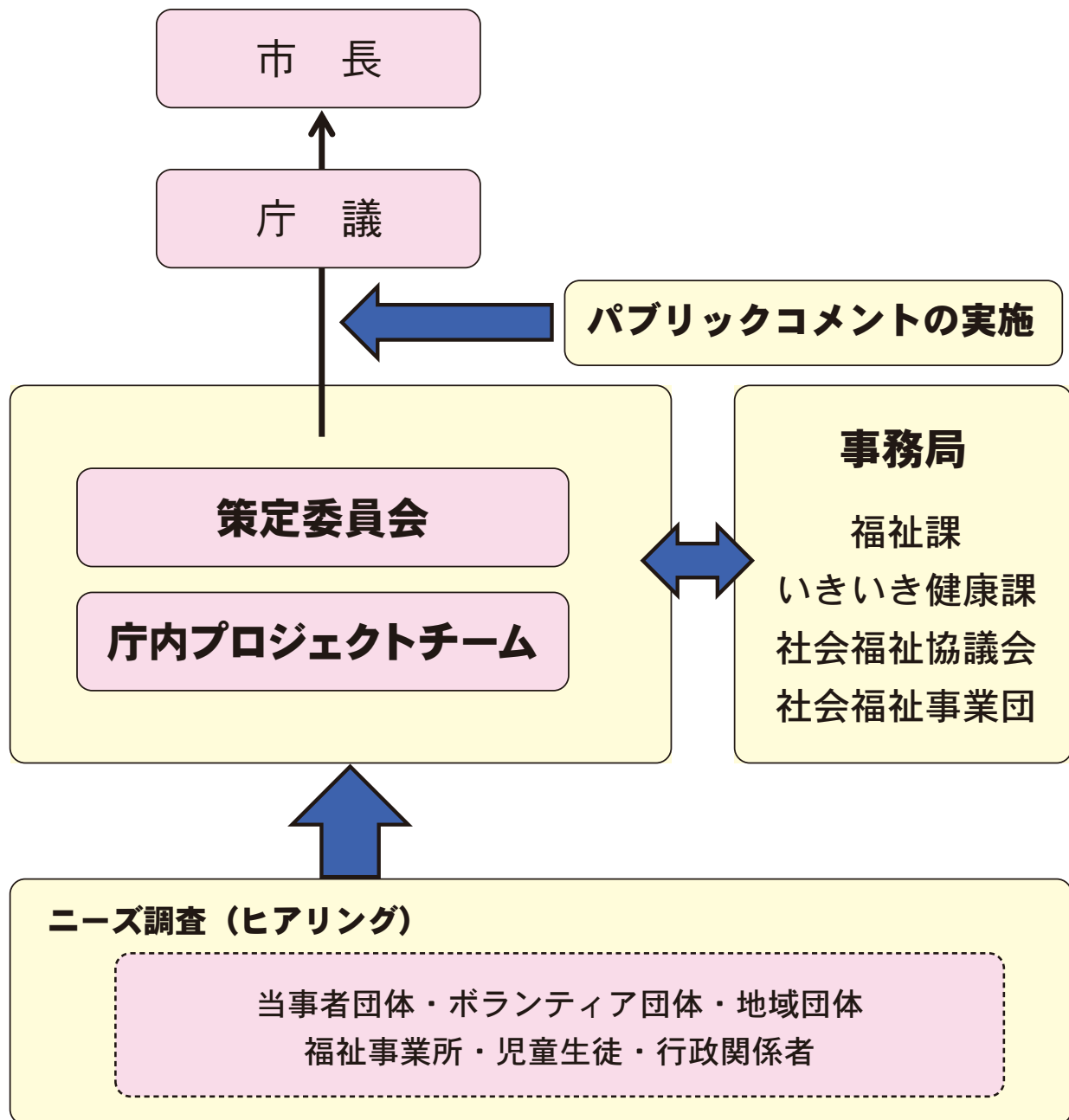


図 -3 水俣市域福祉計画の体制組織図

第2章

現状と課題



第2章 現状と課題

1 水俣市の現状（人口推移・推計）

水俣市の総人口は、令和2年3月31日現在24,493人で、減少傾向が続いております。また、出生数は減少傾向、高齢率は増加傾向となっており、水俣市においても少子・高齢化が年々進んでいると考えます。

介護認定者数は、ほぼ横ばいで推移しており、要介護度は若干の重度化が見られます。介護認定率については、申請者数により変動しますが、今のところ横ばいで推移していると考えます。

障がい者については、身体障害者手帳所持者数も総人口に応じて減少傾向であります。療育手帳、精神障害者福祉手帳に増加傾向が見られます。

また、障がい児の通所サービス利用者数においては急激に増加しており、全国的な傾向としても増加傾向が見られることから、今後の推移に注視していかなければならないと考えます。

(1) 総人口

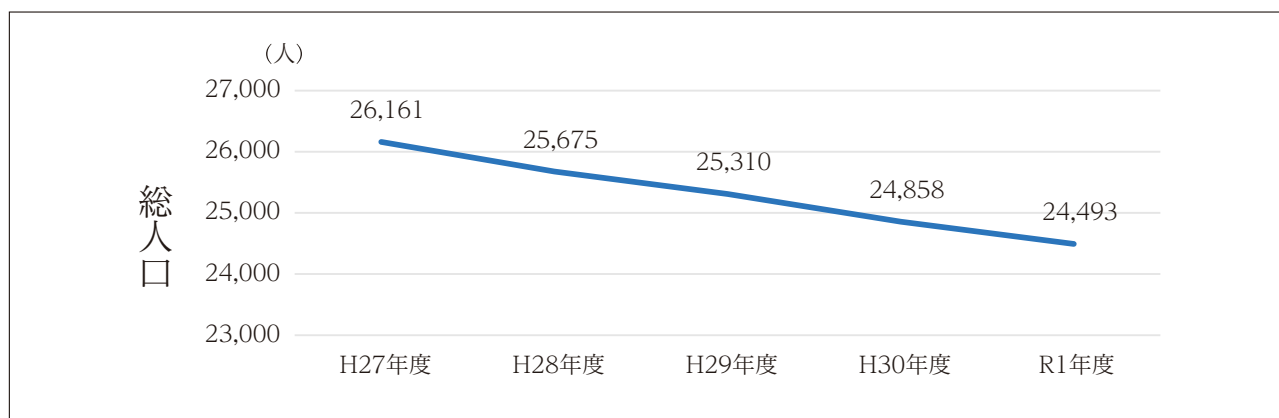


図-4 総人口

(2) 出生数

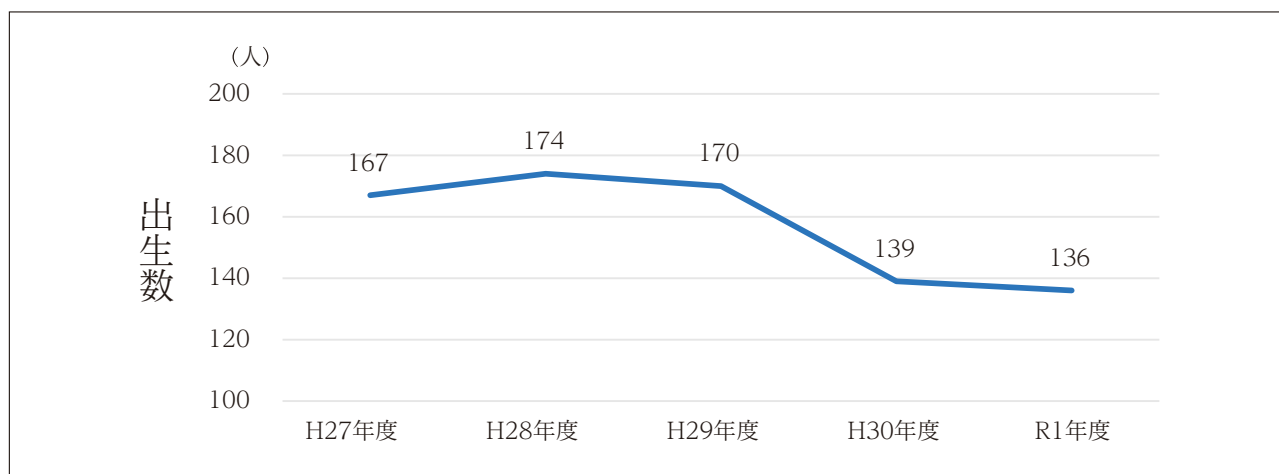


図-5 出生数

(3) 高齢化率

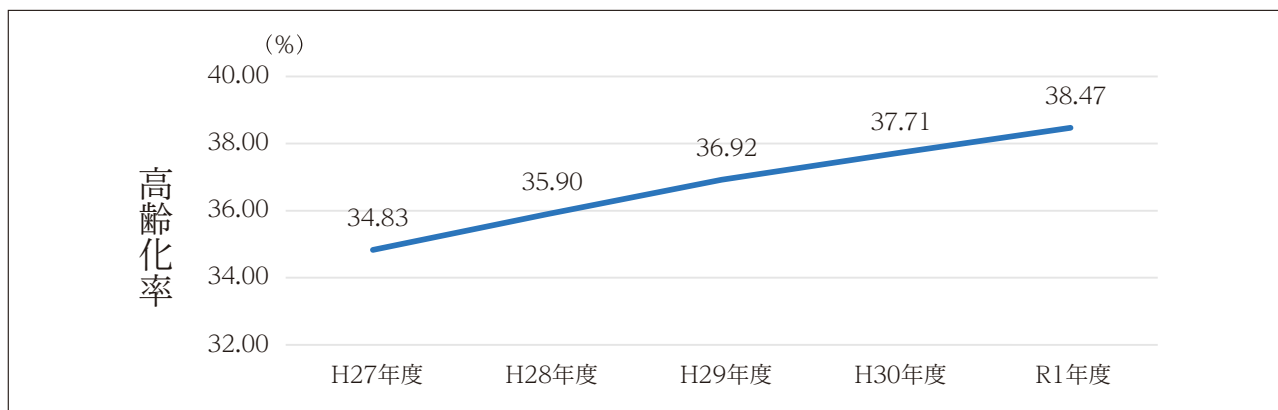


図-6 高齢化率

(4) 介護認定者数

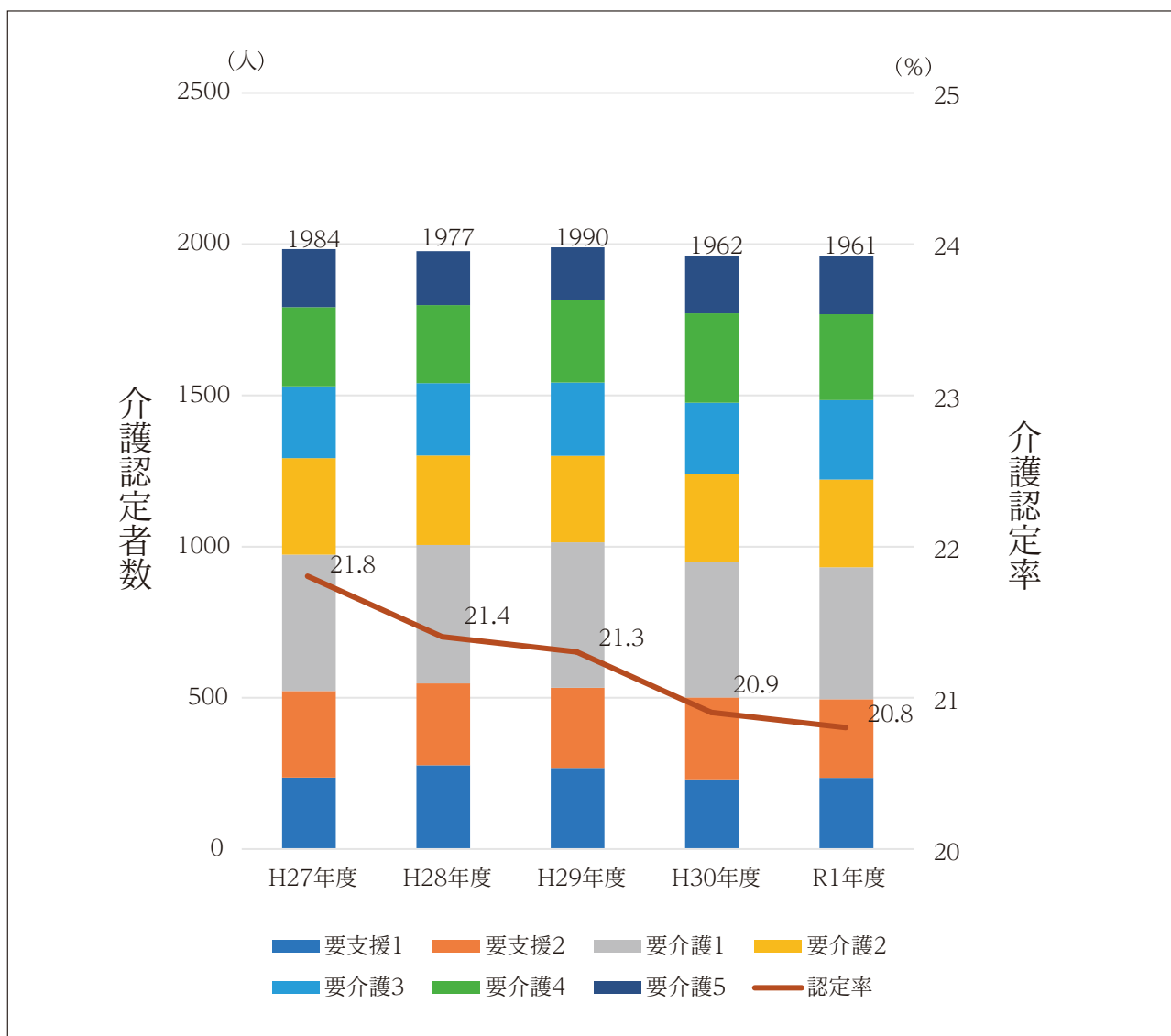


図-7 介護認定者数と介護認定率

(5) 障害者手帳所持者数等

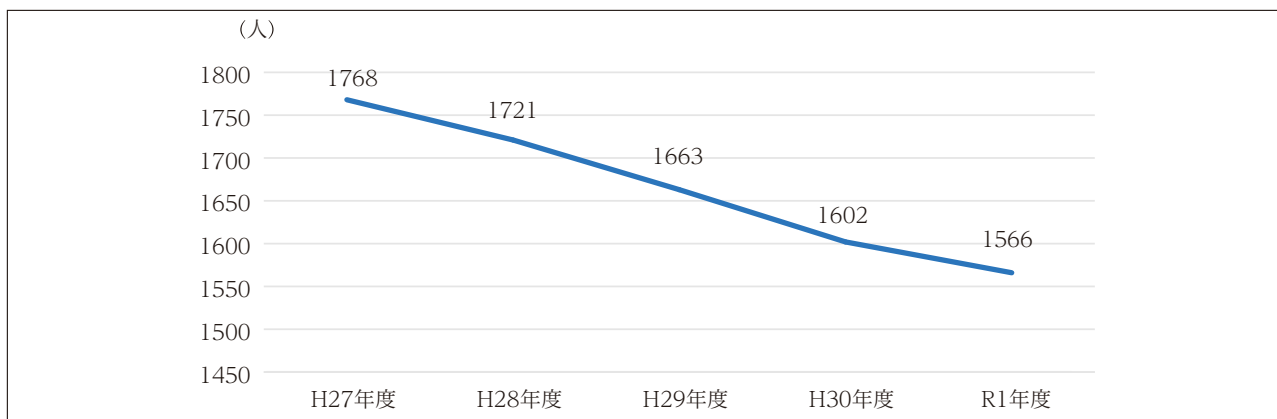


図-8 身体障害者手帳所持者数

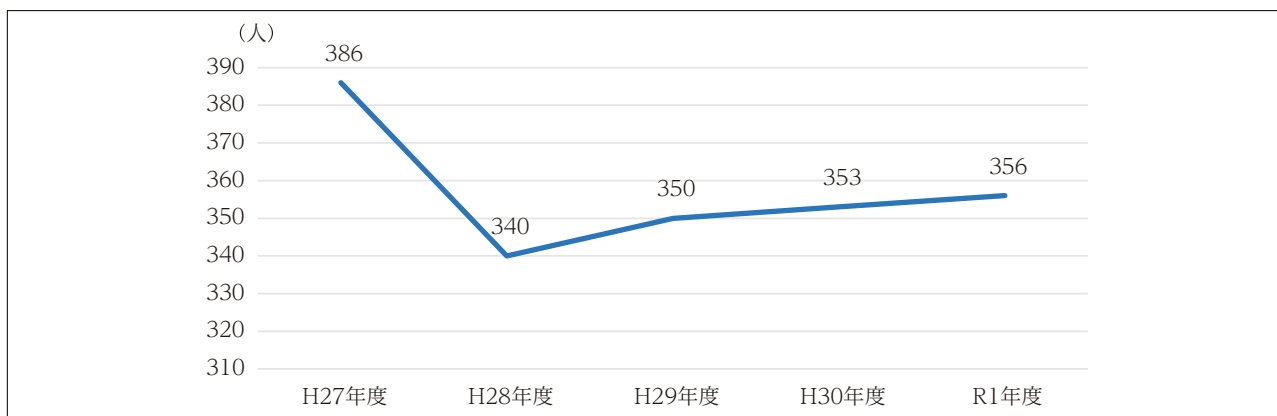


図-9 療育手帳所持者数

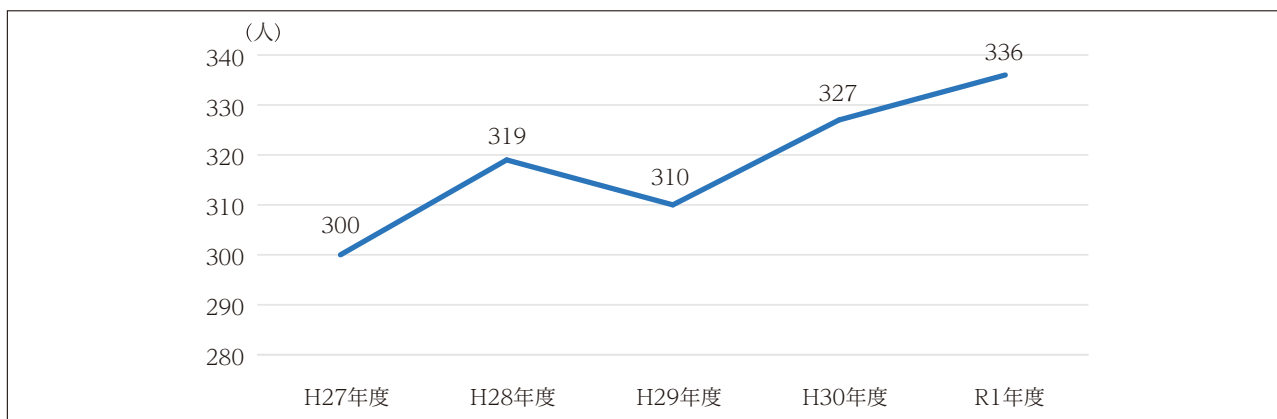


図-10 精神障害者保健福祉手帳所持者数

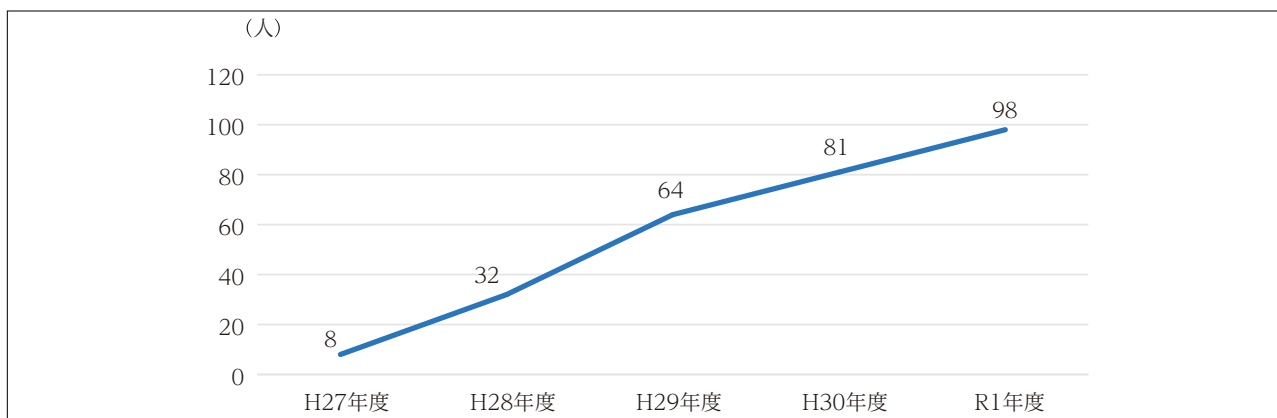


図-11 障がい児通所サービス利用者数

2 地域福祉における課題

水俣市における市民からの相談については、対応者数自体は減少傾向ではありますが、婦人相談員や家庭相談員が、何度も同じ方の相談を受けることが増えており、解決までに時間を要する傾向が見られるようです。

DVの相談及び児童虐待の件数は、水俣市では減少傾向ではありますが、報道等において、この話題が多く見られることもあり、水俣市においても潜在的なDV・児童虐待が多くあるのではないかと考えます。引き続き、関係機関との連携のもと、対応していく必要があります。

また、生活困窮、ひきこもり、自殺対策、生活保護は、年度ごとに件数が変わりますが、昨今の社会情勢、自然災害の多発、新型コロナウイルスの流行など、これらの要因となる事象が多く見られますので、今後とも注意深く経過を見て、引き続き、対策を講じていかなくてはならないと考えます。

(1) 市民からの相談（市民相談、婦人相談、家庭児童相談、生活困窮相談）

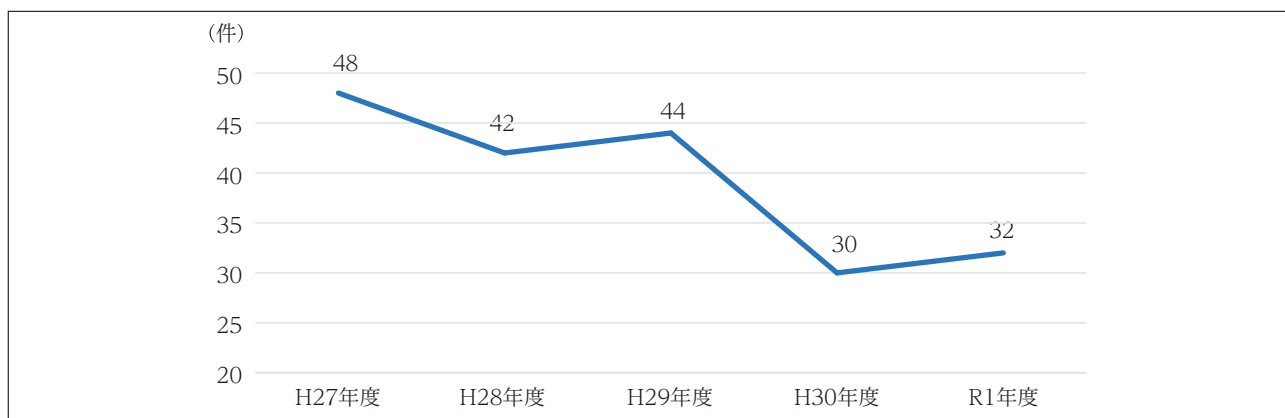


図-12 市民相談件数者数

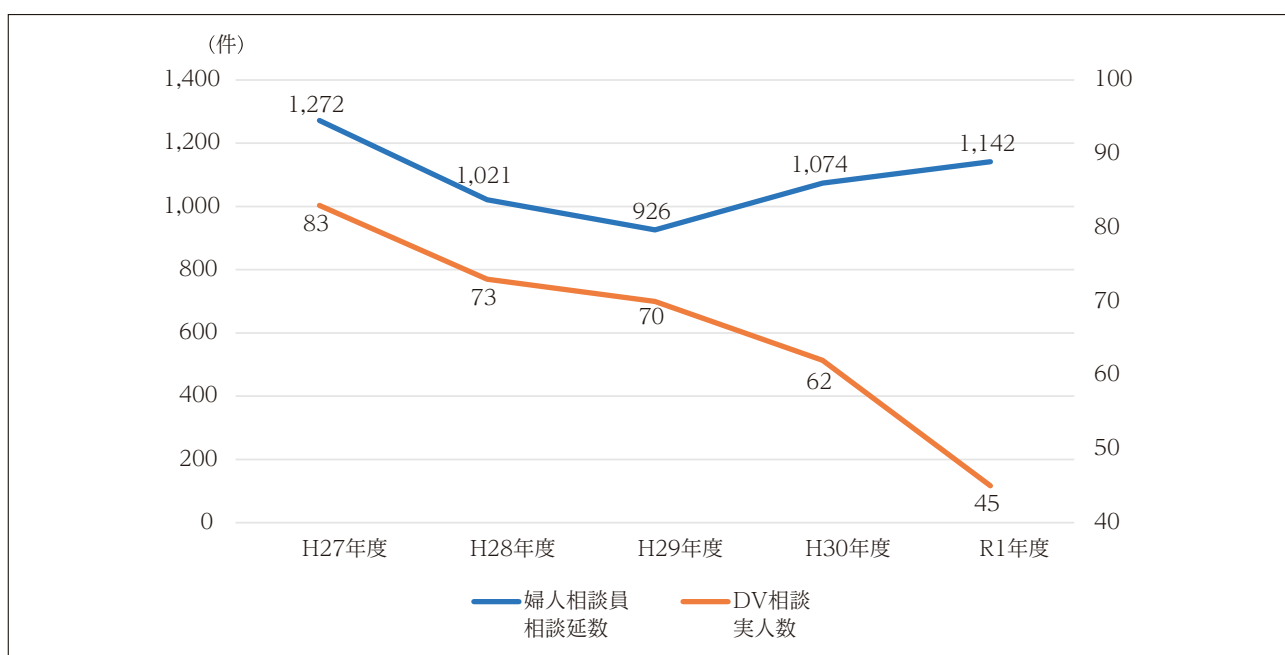


図-13 婦人相談件数・DV相談件数者数

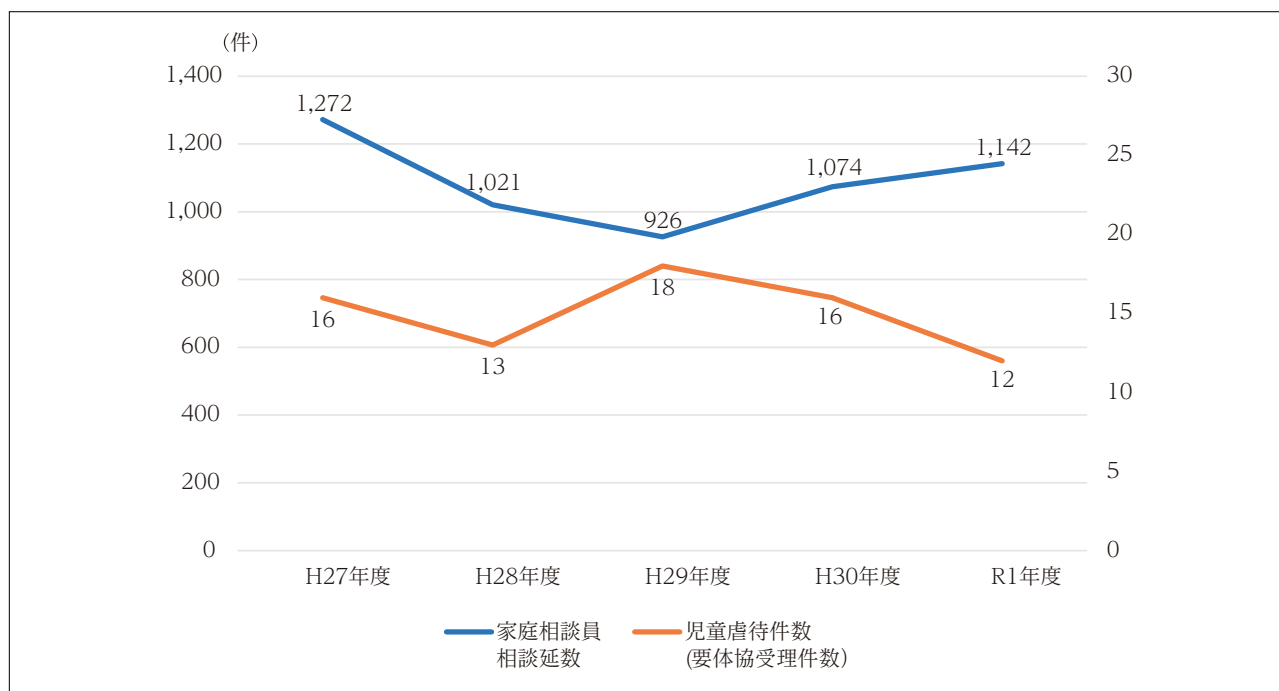


図 -14 家庭相談件数・児童虐待件数者数

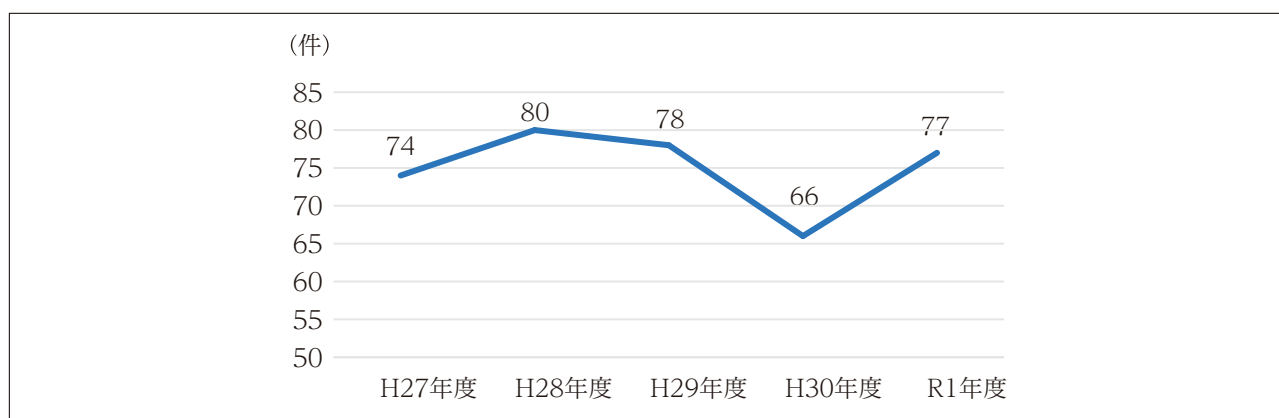


図 -15 生活困窮者相談件数者数

(2) ひきこもり

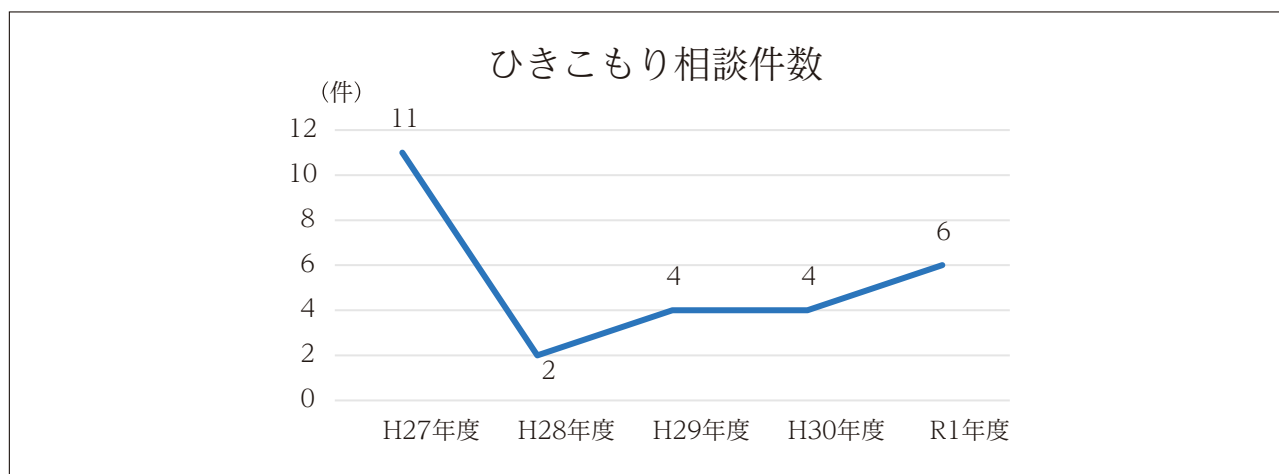


図 -16 ひきこもり相談件数

(3) 自殺対策について

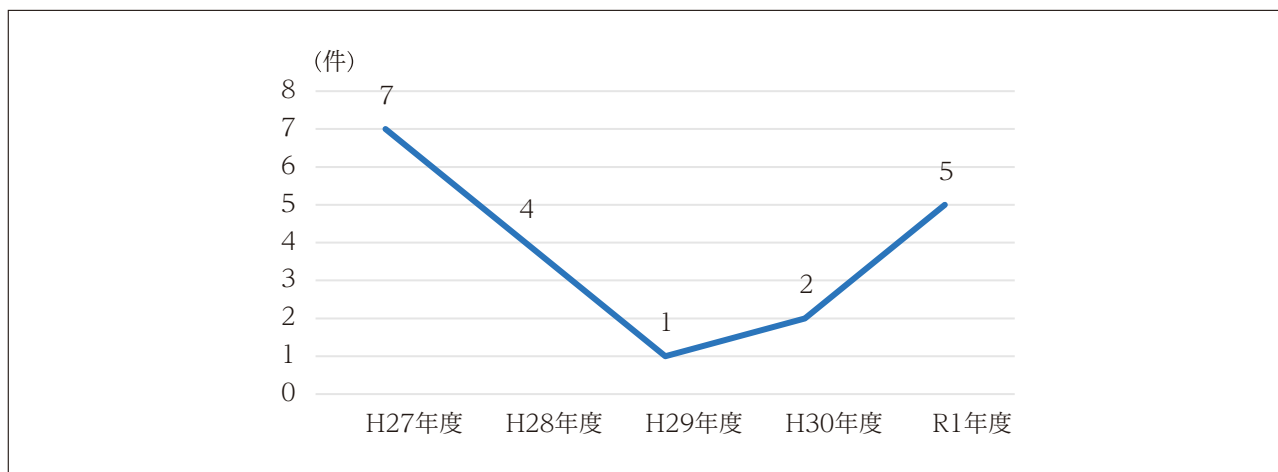


図 -17 自殺者数

(4) 生活保護受給

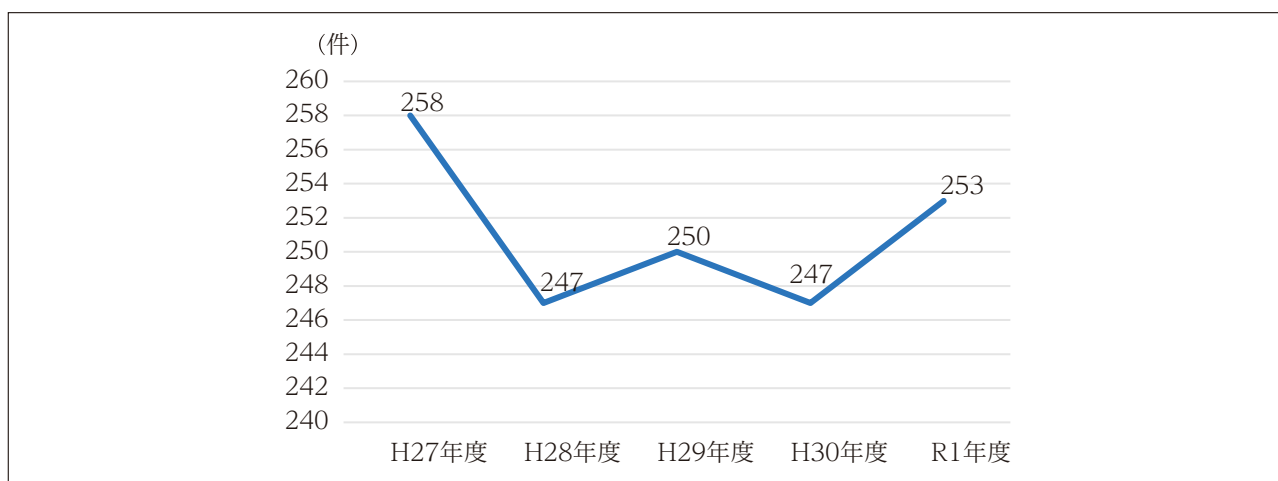


図 -18 生活保護受給者数

3 第2期計画の検証・評価

(1) 評価方法

- ① 各担当課において、第2期計画に記載してある、基本目標、施策、内容、評価、意向等を計画期間内の事業の実施状況を踏まえて、総体的に評価します。
- ② 評価の指標
5段階による評価とし、以下の指標を使うものとします。

- | | |
|-----|---|
| 「5」 | 十分な成果を上げた
施策の内容・成果が目指している状況に十分到達している |
| 「4」 | 概ね成果が上がった
施策の内容・成果が目指している状況に概ね到達している |
| 「3」 | そのまま継続
既存の施策をそのまま継続していく |
| 「2」 | 成果があまり上がっていない
施策の内容・成果が目指している状況に一部達成している |
| 「1」 | 成果が全く上がっていない・未実施
施策の内容・成果が目指している状況に全く到達していない |

③ 意向の指標

- | | |
|-------|--------------------------|
| 「拡充」 | 第2期計画をさらに充実 |
| 「継続」 | 第2期計画の施策を継続 |
| 「修正」 | 第2期計画の施策を修正し、継続他施策との統合調整 |
| 「終了」 | 目的を達成したため、終了 |
| 「削除」 | 中止または継続不能等 |
| 「その他」 | 上記に該当しない |

(2) 第2期計画の評価等結果表

A-1 総合的な相談体制を充実します						
施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
相談体制の充実	障がい児者や子ども、高齢者等支援を必要とする方のあらゆる生活相談を受け留め、DVや虐待の防止等権利擁護に留意し、関係機関との連携による包括的・継続的な支援を実施する相談対応マニュアルを作成し、各窓口での相談対応機能を充実する 支援困難な事案については支援調整のための会議を開催し、関係機関と連携した支援を行う	福祉課 いきいき健康課 社会福祉協議会	支援を必要とする、障がい児者や子ども、高齢者等に対し、関係機関と連携し、包括的・継続的な支援を実施した支援困難な事案について、関係機関と会議を開催し、連携した支援を行った 母子手帳交付時、乳児全戸訪問、乳幼児健診、保育園等訪問、その他訪問や面談等において、成長発達面のみならず、育児環境の把握、子育てにおける相談等に対応し、必要に応じて関係機関と連携して支援を実施した (参考※令和元年度) 母子手帳交付数：152 乳児家庭全戸訪問：126 乳幼児健診受診者：589名(94.8%) 令和2年度、子育て世代包括支援センターを設置 相談窓口の明確化、支援の充実を図る 社協：複雑で多様な生活課題を抱えた相談について、様々な関係機関と連携し、ケース会議を開催しながら対応している	4	継続	家庭相談員や障がい者虐待防止センター等関係機関との連携により支援を実施しているが、個別のケースの中には担当者の知識・経験不足から連携が不十分な事例も見受けられる 市民相談室等との連携を強化し、相談ニーズに即した対応ができる体制づくりが必要 子育て世代包括支援センターの体制整備と機能充実を図る 各課個別の相談対応マニュアルは作成されているが包括的なものとなっていないため、具体的に連携するために完成年度を決めて作成する
P43～44へ						

A-1 総合的な相談体制を充実します						
施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
福祉の窓口	福祉関係施設に福祉に係る相談所として協力施設に登録していただき、住民により近い相談窓口を設置する相談場所ステッカーの制作及び配布登録相談所連絡協議会の設置	社会福祉協議会	【新規】 未実施	1	削除	市内20箇所の地域密着型サービス事業に於いて「サポートセンター」が設置され、地域の中の相談窓口としての機能ができたことから本事業は中止に至る
地域包括支援センターの機能強化	地域包括ケアの中核機関であり、その役割はさらに重要なものとなってきたことから、専門職等の増員配置による組織体制の強化等、本センターが行う相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限発揮できるような環境づくりと体制整備を図る 行政との連携を強化し包括的支援事業を推進する	いきいき健康課	地域包括支援センターの専門職の増員配置を行い、体制の整備を図った	4	継続	専門職種の増員配置はできたため、専門性が生かせるよう組織体制の強化を図る P43へ

[illegible]

A-2 地域課題や生活課題を早期に発見し解決するため、住民ニーズの収集や実態把握に努めます						
施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
子育てに関する相談訪問体制の充実	子育て支援・交流の場としてのこどもセンター事業の充実 乳児家庭全戸訪問の実施 養育支援訪問事業の実施 希望者や支援が必要な家庭への相談、訪問等を実施	福祉課 いきいき健康課	子ども・子育て支援事業計画に掲載 こどもセンターにて、子育て支援拠点を実施し、来館者や電話相談等に対し子育てに関する保護者の相談へ対応した 乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、その他妊産婦、未熟児、新生児、乳幼児への訪問も実施した 乳児のいる家庭へ、希望者または必要と思われる方へ離乳食訪問を実施した 家庭相談員及び婦人相談員を配置し、支援が必要な家庭への相談、訪問等を実施している	4	継続	妊婦や乳幼児等必要な人への訪問は継続し、今後は離乳食訪問も強化する 子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て支援拠点・子育て世代包括支援センターとの連携を図り、妊娠期から成人するまでの子育てに関する多種多様な相談等に対応する支援体制を充実する P43～44へ
A-3 広報活動を充実し、相談窓口等の周知及び住民啓発を進めます						
施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
情報発信	障がい児者や子育て情報の発信 子育てガイドブックの改訂 情報共有による関係機関・団体・相談員・民生委員等からの情報の発信の充実 市広報・ホームページの活用	福祉課	令和2年3月に子育てガイドブックを改訂し、福祉課、こどもセンター等で配布 また、市広報・ホームページ上でも情報提供を行った	4	継続	今後も継続して情報発信に努める P43へ

B-1 地域の様々な生活課題を自らの問題としてとらえ、困りごとが生じた時に地域で支え合う仕組みづくりを支援します						
施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
地域リビング	公民館等を拠点として地域の方々が集い交流を通して情報交換等を行い、さらには安否確認や介護予防活動を実施する	社会福祉協議会	市内約20箇所で毎週介護予防教室を開催し、昨年度は延べ12,539名の住民が参加している	4	充実	安否確認・住民交流・生き甲斐づくりへの効果も大きく、今後は参加者の拡大を図り、地域の福祉力をさらに強化する P53へ
地域資源の活用	公民館・集会場・空家等の交流・活動拠点を整備し、世代間交流の促進を図る	生涯学習課	補助金を活用して公民館等の修繕が行われた	3	継続	人口減等も踏まえ、新規設置ではなく、既存施設の修繕等を中心に検討する P53へ
がまだす自治会支援事業助成金	自治会が主体となり、地域づくり推進のための様々な企画・実践に対して支援を行う	企画課	がまだす助成金件数 平成29年度 4件 平成30年度 3件 令和元年度 5件	3	継続	近年は公民館改修等が多く、地域振興に係る独創的な事業が少ないため、自治会に対して当該事業の周知を図る P53へ
自治振興交付金	自治会活動の活性化や市政との円滑な運営を図ることを目的に、自治会による住民相互の連携連絡、美化清掃等の環境整備、福祉の向上を図るための地域的共同活動事業に対し、交付する	企画課	水俣市1～26区の自治会が行う自治会活動に対して、市の予算の範囲内で交付を行った	3	継続	地域の活性化については地域の一人ひとりが、身近な問題は自分たちのこととして捉え、地域内で議論し、自発的に解決していこうとする風土を醸成する P54へ

B-1 地域の様々な生活課題を自らの問題としてとらえ、困りごとが生じた時に地域で支え合う仕組みづくりを支援します

施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
マタニティクラブ	育児の孤立化を防止するとともにマタニティライフをエンジョイするため、各種教室を毎週開催し、妊婦さん同士の情報交換や仲間作りの機会を提供する 病院等で実施する 母親教室のメニュー以外の教室を実施する	社会福祉協議会	妊産婦の減少と共働きの増加に伴い、著しく参加者が減少したため2019年度より中止	2	削除	少子化等による参加者減少のため、実施方法を変更し、「子育てサークルほのぼの」に引き継いで頂き、子どもセンターで実施する

[illegible]

B-3 災害等非常事態に対応した支援体制づくりを進めます

施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
避難行動要支援者の支援体制の強化・推進	避難行動要支援者名簿の整備 避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関との情報を共有する等、災害時の支援体制に係る地域との連携を強化する 避難行動要支援者避難支援計画の推進 災害時に高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者が適切に避難できるよう、民生委員等の協力を得て個別の避難支援計画を整備し、避難支援体制を整える	福祉課 いきいき健康課 危機管理防災課	毎年の名簿更新ができておらず、個別計画の作成整備を各地域とともに推進している	3	継続	名簿への掲載同意の推進・名簿更新・活用方法・個別計画策定等の方向性を確立し、地域と協議を重ね、連携を密にするとともに、名簿の提供について、各地域の自主防災担当者及び民生委員に加え、自治会長・消防団にも名簿を配布する等、災害時の包括的な体制を構築する P46へ
避難体制の確立	災害等の情報が、市民に迅速かつ確実に伝わるように、市の防災体制を整備すると共に、防災行政無線を主とした総合的な情報伝達体制を整備する 災害時等における自主防災組織の連絡体制について、整備を進める市が主催する防災	危機管理防災課	防災行政無線は、全戸を対象に戸別受信機を無償貸付しているほか、ホームページやメールにより、迅速かつ確実に情報伝達を行っている 自主防災組織とは役員会や連絡協議会を定期的に行い、連携を密にし、情報伝達体制の構築を図ることができた 防災訓練については、荒天による縮小、中止等あったものの、消防団等	4	継続	今後も市民に迅速かつ確実な情報提供に努める また、自主防災組織との連携強化を図る 早めの避難を行えるよう、避難準備情報の適切な実施や避難に時間を要する方の把握や移動手段等個別計画の作成とともに検討する P46へ

B-3 災害等非常事態に対応した支援体制づくりを進めます						
施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
	訓練を通して、避難体制を整備していく		関係団体と連携し、避難体制の整備につなげた			
福祉避難所	介護が必要な方等を収容できる民間の福祉施設等と協定を締結する等、福祉避難所の確保に努める	危機管理防災課 福祉課 いきいき健康課	(いきいき健康課・福祉課) 県内13市(本市除く)、圏域2町、及び近隣2市に取組み状況(①避難所数、②指定等、③物品調達等の調整、④予算措置、⑤内容等)について聞き取りを行った (福祉避難所はもやい館のみとなっている確保できた数は不十分である) ケアマネジャーや相談支援専門員等と連携し、早めの避難が必要な方に対して、短期入所等の対応を行っている	1 (2)	拡充	(いきいき健康課・福祉課) 現在、本市に登録されている福祉避難所は「もやい館」のみであり、民間の福祉施設等の登録はない 福祉避難所、社会福祉施設、一般の避難所、自宅避難等を状況に応じて対応する必要がある今後、関係機関と連携しながら協議、依頼等の作業を進める P46へ
災害ボランティアセンター	災害ボランティアセンターの円滑なセンター運営を行うため、設置運営訓練を実施する 災害ボランティアセンターの運営に不可欠なボランティアスタッフの登録・養成を行う 市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定に基づいた災害ボランティアセンターを運営する	社会福祉協議会	毎年、芦北町社会福祉協議会、津奈木町社会福祉協議会と合同で災害ボランティアセンター設置運営訓練を開催 今年度7月豪雨災害では、社協間の災害時相互応援協定に基づき、職員を派遣した	3	継続	災害ボランティアセンター運営に対して国が補助する仕組みができたことから、市が社協に委託し、設置運営への充実を図る P46へ

C-1 子ども・高齢者・障がい者等、全ての人がその人らしい暮らしを実現するための生活支援体制づくりを進めます						
施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
放課後や週末、休業日等の居場所づくりの推進	放課後の児童の健全育成のため、現在3保育園、3地域計6か所で学童クラブを実施 今後更なる実施拡大と余裕教室等の活用を図る	福祉課	子ども・子育て支援事業計画に掲載 令和2年4月開所の施設が加わり、公設民営3箇所、民設民営4箇所の計7箇所で実施 既存施設の改修等も含めて受け皿の拡充を図っている	3	継続	学童クラブの新設もあり減少してきているものの、依然、待機児童が発生していることから、今後もこれまでの施策を継続する P50へ
学校の余裕教室の活用	学校の余裕教室の利用を福祉課と連携し、学童クラブへ転用することにより、学童クラブの拡充、余裕教室の有効活用を図る	教育総務課	新たな学童クラブへの転用はなかった	3	継続	今後も、余裕教室の利活用の推進を図るべく、学童クラブへの転用について検討する P50へ
ひとり親家庭・DV被害者等の住宅の確保	自立に向けた支援を行うために、住宅の確保にむけた環境整備を行う	福祉課 都市計画課	環境整備を行うため、住宅1棟を確保 ひとり親家庭やDV被害者等が入居し、自立に向けた支援を行うことができた 福祉課（相談員）との連携を取りながら市営住宅への入居を進めていった	4	継続	（一時保護）住宅について、補修、備品、消耗品の充実を図り、住環境を整える 精神的な体調不良の人も多く、仕事に就くことができない等の事例もあるため、福祉課（生活保護等）との連携に努める P45へ

C-1 子ども・高齢者・障がい者等、全ての人がその人らしい暮らしを実現するための生活支援体制づくりを進めます

施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
公営住宅の整備促進及び優先入居の推進	公営住宅の新設にあたっては、障がい者・高齢者に配慮した住宅の整備を進め確保を図る	都市計画課	公営住宅の建設にあたっては、高齢者・障がい者に配慮した住宅の整備を進めている	5	継続	今後もこれまでと同様に継続する P54へ
障がい者グループホームの充実	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がい児・者の生活を支援するため、グループホームの充実を検討する	福祉課	関係機関との協議や新規グループホームの設立に向けた相談等を進めている	3	継続	知的障がい者の保護者からの相談が多く、将来に向けた事業所との相談、検討を図る P49へ

C-1 子ども・高齢者・障がい者等、全ての人がその人らしい暮らしを実現するための生活支援体制づくりを進めます

施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
福祉的就労の場の充実	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労継続支援（A型、B型）事業所において、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の充実に努める	福祉課	障がい者各々の状況に応じた就労ができるよう、計画相談やモニタリング等を通じて、障がい者の意向を確認しながら就労につながるようにしている	3	継続	就労移行支援事業所が休止となり、就労支援事業所と直接協議が必要となっているため、利用者の状況把握や見学・体験等を通じて就労支援の充実を図る P49へ
地域療育の推進	水俣・芦北地域における発達に障がいや困り感のある児童やその家族等に対して、身近で相談できる機能を持つことのできる地域療育事業を平成17年度から実施している 母子療育であり、保護者への指導を含めてきめ細かく対応しているが、利用者数増加等により、水俣・芦北圏域地域療育センター事業を委託しさらに推進を図る	福祉課	地域療育センター事業が県からの直接委託となり、巡回支援専門員派遣事業を市として実施している 療育の必要な時期に必要なだけ実施できるよう関係機関との協議を行っている	3	継続	療育手帳取得者及び通所利用者の数が大幅に増加しており、大幅なサービス支給量の増加が財政的な部分を圧迫しているため支給方法の見直し等を検討する P43へ

C-1 子ども・高齢者・障がい者等、全ての人がその人らしい暮らしを実現するための生活支援体制づくりを進めます

施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
認知症支援策の充実	認知症についての正しい知識の普及、情報提供を推進するとともに、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示した認知症ケアパスを作成し、その普及に努め、高齢者の方々が、いつでも、必要なとき、必要なサービスを利用できる地域包括ケアシステムの強化に取り組む地域包括支援センターを始め、医療機関、介護サービス事業所等と相互に連携して、多職種による認知症支援体制を構築し、早期段階からの適切なサービス提供を行う	いきいき健康課	第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に掲載 年1回、認知症地域支援フォーラムを開催し、認知症に対する理解の促進及び正しい知識の普及啓発を行った 社会福祉協議会に認知症地域支援推進員を配置、また初期集中支援チームを設置し、認知症やその疑いのある人、その家族への多職種による早期介入を図り必要なサービスにつなぐ	3	継続	多職種による認知症支援体制の構築においては、引き続き認知症疾患医療センターや認知症サポート医との連携強化を図る P50へ
成年後見制度の利用促進	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下した方の財産管理、法律行為の代理等を行う成年後見制度を、地	福祉課 いきいき健康課	周知啓発については、出前講座等の啓発活動は自粛中、行政等の広報誌に掲載予定 権利擁護センターの相談対応については、行政・社協・包括と連携して対	4	拡充	行政・社協・包括の初期相談の中に、権利擁護に係る問題が隠れている場合があるため連携して必要な支援を実施する

C-1 子ども・高齢者・障がい者等、全ての人がその人らしい暮らしを実現するための生活支援体制づくりを進めます						
施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
	域住民や関係機関に対して積極的に周知啓発するとともに、権利擁護センターにおいて成年後見制度の利用に関する相談対応や利用支援を行う		応している 権利擁護に関する課題を含む支援困難なケースに対しての支援会議等を開催し、情報共有と連携を行っている 平成31年度から芦北町・津奈木町と広域連携して取り組みを行っている			親族や地域で支援を受けられない状況に社会が変化しており、成年後見制度等の支援が必要なケースが増加することが見込まれるため、広報周知を図る P48へ
市民後見人の育成	権利擁護センターにおいて市民後見人を周知啓発するとともに、市民後見人養成講座を実施するまた、修了者のうち市民後見人をめざす者についてはその活動を支援する	福祉課 いきいき健康課	成年後見講演会は延期 市民後見人の育成状況 修了者 平成26年度8人 平成27年度5人 平成28年度5人 平成29年度2人 平成30年度12人 令和元年度8人 市民後見人養成講座は、平成30年度から芦北町・津奈木町と広域連携して取り組みを行っている	4	拡充	市民後見人講座の修了者であっても、就労世代は、仕事と両立させて活動することが難しいことと、市民後見人が個人で対応できることには限りがあるため、社協・権利擁護センターとして活動者への支援を充実する P49へ
地域福祉権利擁護事業	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力の低下した方の福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理、書類等の預かり等を行う地域福祉権利擁護事業を、地域住民や関係機関に対して積極的に周知啓	社会福祉協議会	認知症3件、知的障がい9件、精神障がい3件 (令和2年10月26日現在) 生活支援員が1人	3	継続	市民後見人等養成講座の修了者から生活支援員への登録につながるよう取り組む P64～

C-1 子ども・高齢者・障がい者等、全ての人がその人らしい暮らしを実現するための生活支援体制づくりを進めます						
施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
	発する 生活支援員の確保と質の向上により安定かつ適切な事業実施体制を整える					
法人後見事業	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下した方の財産を守り、生活に必要な法律行為を代理すること等により、その人が安心して本人らしい生活を地域で営むことができるよう成年後見人等の活動を行う	社会福祉協議会	後見4件、保佐1件（令和2年10月26日現在）	3	継続	P64 ～
一般介護予防事業の推進	要支援者等のニーズに沿った効果的な介護予防サービスを提供し、介護状態にならないよう支援する 第6期介護保険事業計画の中で要支援者等のニーズに沿った本市独自の新たな介護予防対策を推進する	いきいき健康課	介護が必要な状態にならないために、まちかど健康塾、もやい・ふれあい菜園事業等の一般介護予防事業を実施した	3	継続	一般介護予防事業は継続するが、事業内容の見直しをする P51へ

C-1 子ども・高齢者・障がい者等、全ての人がその人らしい暮らしを実現するための生活支援体制づくりを進めます						
施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
介護予防・介護サービスの基盤整備	介護状態にある高齢者が、安心して自立した生活ができるよう介護サービスの基盤整備を図る 第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）の中で、（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所をそれぞれ1箇所新たに整備することを検討する	いきいき健康課	第6期介護保険事業計画期間中に、（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の整備を検討した結果、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の整備を実施した	5	終了	介護保険事業計画策定時に、随時、介護保険サービス事業所の整備の必要性を検討する
交通安全施設整備	歩道の段差や急勾配等通行に支障となっている箇所の改良及び視覚障がい者誘導ブロックが必要な箇所への設置等を行う	土木課	平成30～令和元年度 市道堤防2号線にて車いすの通行ができるよう歩道の拡幅を行った 令和元年度 市道栄町2号線にて誘導ブロックの設置 令和2年度 市道大黒町1号線にて誘導ブロックの設置及び一小取付線にて車いすの通行ができるよう歩道の拡幅及び誘導ブロックの設置	3	継続（変更）	市道の路線数も多く、延長も長いため、長期計画にて整備を行う P45へ

C-2 関係機関との連携を強化し、横断的な支援体制を充実します						
施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
高齢者を地域全体で支えるための支援体制及びネットワークの構築	団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、元気高齢者を始め、住民が担い手となって参加する住民主体の活動やNPO法人、社会福祉法人、民間企業、地縁組織等、多様な主体による多様な生活支援サービス提供体制の整備を行う	いきいき健康課	第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に掲載 本事業は社会福祉協議会に委託し、平成29年4月に生活支援コーディネーターを配置 ニーズの把握や社会資源マップの作成、協議体の運営等を行っている 平成30年1月に第1層協議体を設置し、高齢者の見守りについて体制づくり等を検討した 平成31年2月に4つの日常生活圏域において第2層協議体設置の準備会を開催し、4月以降、自治会単位による第3層協議体で説明会等を実施し、自治会ごとに「福祉の会」の設置を進めている 令和2年度中に、各層の整備を進めるとともに、高齢者の見守りに関する協定の締結を目指す	3	継続	各自治会の理解を得ることに時間を要しているが、各地に福祉の会が立ち上がっており、今後とも地域の支えあい体制の構築を充実する P52へ

C-3 適切な福祉情報等の提供を行い、福祉サービスの利用向上を図ります

施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
D V 予 防 対 策	DV被害者支援及びDV予防を推進する	福祉課 社会福祉協議会	子ども・子育て支援事業計画に掲載 婦人相談員を配置し、被害者への相談等を実施している 広報・チラシ等により、DV予防に関する情報提供を行った 社協：リーフレットを作成し、住民啓発を推進している	4	拡充	配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者への支援体制を充実する 担当課に企画課と市民課を加え、連携を強化し、周知の徹底及び早期発見予防に努める P45へ
ひ き こ も り 対 策	ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人やその家族等を支援することにより、本人の自立を推進し、本人及びその家族等の福祉の増進を図るため、以下の事業を行う 相談窓口の設置：本人やその家族が、まずどこに相談したらよいかを明確にし、より適切な支援を図る 居場所づくり：気軽に参加できる居場所の提供と農作業を中心としたソーシャルファームの構築	社会福祉協議会	【新規】 生活困窮者自立支援連携推進会議の議題の一つとしてひきこもり支援について協議をするとともに、毎年ひきこもり支援関係者を対象とした研修会を開催 相談窓口の周知のため市報や社協だより、ホームページ等に案内記事を掲載 毎週金曜日の14時～16時30分にフリースペースを開設し、居場所支援を行うとともに、就労体験等にも取り組んでいる	4	拡充	相談につながりやすいよう教育関係機関や民生委員会とも連携し、地域の支援体制と広報周知を充実するとともに、農作業だけでなく、多様な支援メニューを充実する 担当課に福祉課を加える P48へ

C-3 適切な福祉情報等の提供を行い、福祉サービスの利用向上を図ります						
施策	内 容	担当課	実施状況	評価	意向	コメント (課題・方針等)
生活困窮者の実態把握	地域から孤立し、潜在化する生活困窮者の情報を共有し、早期発見、早期支援を実現するために、生活に困窮している方に対して積極的に出向き支援するため、庁内部署及び関係機関と連携した実態把握を行う	福祉課	【新規】 税務課、都市計画課等関係する庁内各課に自立相談支援相談窓口のリーフレットを設置 税や家賃等の滞納者に自立相談支援相談窓口を紹介し、支援につないでいる	4	拡充	庁内関係部署との連携推進のため、定期的な意見交換を実施する P47へ
生活困窮者支援のための体制整備	関係機関や他制度、インフォーマルな支援を活かし、生活困窮者が自立し再び困窮に陥らないよう包括的な支援体制を構築するために、生活困窮者の自立支援に向けた就労準備支援や中間的支援機関の整備、家計相談支援、子どもの学習支援等の支援体制を整備する	福祉課	【新規】 就労準備支援、家計相談支援、子どもの学習支援等の支援体制を整備済み	4	継続	インフォーマルな支援を拡充し、多様な支援メニューを整備する P47へ

4 ニーズ調査（ヒアリング）

(1) 期間 令和元年7月～令和2年12月

(2) ヒアリング対象 合計108箇所

- | | |
|----------|--|
| ① 地域 | 18箇所 |
| ② 事業所 | 64箇所 |
| ③ 当事者 | 16団体（障がい者関係6団体、高齢者関係2団体、ひとり親関係、ひきこもり関係、子ども関係6団体） |
| ボランティア団体 | 4団体 |
| 関係機関 | 6団体（民児協、自治会長、ケアマネ部会、保健所、消防署、警察署） |

(3) ヒアリング結果（抜粋）

- ・65歳以上でも介護保険サービスと福祉サービスが選択できる制度にして欲しい
- ・「明日食べるものがなかったので助かった」という人が少なくない
- ・子どもの話を聞いて欲しい／大人に、怒らず優しくなって欲しい／喧嘩しないで欲しい／挨拶を返して欲しい
- ・街灯が少なくて怖い、街灯が少なくて暗い暗いどころか道が見えない（用水路とかが暗くて分からない）
- ・行政に学童クラブ助成を全てのひとり親家庭にして欲しい／さらに、2人目からは無料にして欲しい
- ・希望はいつまでも在宅でだと思ふそのためにもケアラー支援含め、家族の人が家族として楽しめる部分に比重を置けるように、負担のあるところへの支援が必要、そのためのデータ収集（どんな人が何人いて、何が必要か）をして欲しい
- ・検診時にこどもセンターを紹介されるが、行くまでに勇気が必要なので、声かけや、一緒に行ってもらえると安心する
- ・公衆トイレの整備が行き届いていない／電気がついてなくて使えない／汚れている（浜グラントの横、浜町、日本一長い運動場）
- ・行動とかに困り感がある子が出てきている
- ・高齢者が増加する中で、高齢者を狙った「電話で『お金』詐欺」等の犯罪が巧妙化している「電話で『お金』詐欺」被害の届出はあっていないものの、「架空請求メール」や「アポ電」は発生していることから、今後も関係機関と連携して広報啓発活動等を実施し、未然防止対策を行っていかなければならない
- ・高齢者ドライバーによる交通事故（特に追突事故）が増加しているため、あらゆる警察活動を通じて、運転免許証の返納促進や、高齢者に対する安全運転意識の高揚を図

る等、交通事故防止対策を行っていく必要がある

- ・高齢者はマイノリティじゃないが、障がい者はマイノリティなので、声をあげられる人は良いが、あげられない人のささやく声をどう聴くか、その視点を持って欲しい
- ・高齢者や障がい者等で医療や福祉サービス、生活支援等が必要な利用者をどこにつないだらいいのか行き場所が無くて困る
- ・高校生が放課後等集まるところや安心していれる場所がない
- ・子どもセンターが使いづらい
- ・様々な家庭内暴力等への支援体制を強化して欲しい
どこに相談してよいかわからないので、市役所の窓口で案内をして欲しい
- ・様々な報告を市に提出するが、課内でとまっている
市役所内部での共有をして欲しい、止まってしまうと解決につながらない（登校拒否や食べ物がない人等）
- ・市議会議員選挙はチラシ等で周知されるが、視覚障がい者にとって、音声が良い立候補者が肉声で録音する等、配慮して欲しい
- ・視覚障がい者に情報を伝える際、市報の情報量が多いので、必要な情報だけをデジタル化して欲しい
- ・助成のこと等について、行政からのアプローチが良い
- ・身障連等の障がい者の連合会や老人会等、当事者団体への加入促進をして欲しい
- ・相談窓口があるので来てください、だけでなく声を聴きに行っていて欲しい / 初めは「言うことはないよ」という人も回を重ねれば「言えない」からぼそり呟いてくれるのではないかな
- ・タクシー券が20枚綴りになったので、以前の24枚綴りにして欲しい
- ・建物の老朽化があり、雨漏りや天井が落ちて来ている / 利用者が高齢者なのにトイレが和式ばかりで無理して利用している / 洋式は1か所のみ / 早く洋式にして欲しい / 男子トイレはなんとか使えるが水が出なかったりする / エアコンは恵愛園で使用していた古い物を使っている所以交換が必要
- ・例えば、他市では保健師さんがおむつを配りつつ訪問しており、スウェーデンでは1年間の肌着セット（入っている箱はベッドになる）のプレゼントを持って、訪問相談をしている
- ・バスや電車の本数が少ない / 運賃が高い
- ・ひとり親家庭での子育ては経済的精神的にも苦難が多いことから、安定した衣食住の確保は子どもの生育環境を整えることに直結する。「住」の確保においては特に切実な問題であることから、市営住宅の優先入居をお願いしたい
- ・ふれあいセンターで拾い上げた相談がうまくつながっていくような体制を作りたい
- ・水俣市の場合は、医療費にだいぶ割かれている印象がある。一方、医療費がかからないとなると、親が安易に医療機関に連れて行きすぎる傾向があるのではないかなという

懸念もあるので、適正な利用促進をして欲しい

- ・他市は保育士が気になればすぐ事業所に相談が出来るのに対し、水俣市は一度地域療育センターを介して連絡が来るため、スピーディーさが無い
- ・他市町村の市報の良さを取り入れて欲しい / 高齢者には読みづらい / 重要なことが行政よりの難しい文章で書かれている / 中には酷い日本語の文章もある
- ・透析の人等、施設に入れないケースも多く、行き場がない人もいる
気管切開を受けている人等医療的処置が必要なケースは施設の受け入れも難しい
- ・入院の保証人がいない人への対応をどうしたらいいか…
- ・不登校に対する支援、相談窓口が欲しい / そういう子たちを受け入れるフリースクールが欲しい
- ・歩道と車道の段差がある / バリアフリーが少ない / ガードレールがなくて危ないところがある / 狭い道が多くて危ないところ / 道が狭くて車とぶつかりそうになる
- ・母子手帳アプリ「母子モ」が導入されると、便利な一方、益々、子どもを見ないでスマホばかり見る親が増えるのではないかと思うので、適正な利用促進をして欲しい
- ・離婚した翌年の納税が大変なので、せめて子育て中には特別な配慮をして欲しい
- ・離婚して新たにアパートを借りるとなると支出が増えるうえ、実際には養育費をもらえない人が殆どなので生活が苦しい。せめて市営住宅の優先入居をお願いしたい
- ・「私たちだけでは孤立した人を助けるのは無理」そこをカバーして欲しい

第3章

施策・事業の推進



第3章 施策・事業の推進

1 計画の基本理念

第1期計画では、「みとめあい、なごみあい、まごころで、たすけあう里（まち）づくり」、第2期計画においては、『誰もがもやいの心で「水俣に住んでいて良かった」と実感できるまちを目指します』としていました。

第3期計画においては、これまでの取り組みを継承しつつ、地域共生社会を構築するために、『みんなでつながり支えあい いきいきと暮らせるまち 水俣』を基本理念とします。人と人のつながりを大切にし、子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、誰もが健やかにいきいきと暮らせる地域共生社会を目指して、困っている人が安心して声を上げることができ、誰ひとりとして取り残さないまちをつくります。

2 計画の基本目標

地域福祉に関する現状及び課題を踏まえ、基本理念の実現を目指すため、今後6年間の取り組みの基本目標を以下のとおりとします。

(1) 「みんなでつながります」

前期目標の「相談窓口の充実」を図って参りましたが、窓口がわからないという方や行政間の縦割り弊害があるという意見等から、全庁的なつながりや関係機関との横断的な連携・協働を図り、当事者やその家族を中心とした支援を展開します。

(2) 「みんなで支えあいます」

近年、様々な法改正とともに福祉サービスの充実が図られていますが、どのようなサービスがあるか分からない、周知が進んでいないという意見があります。このような現状を踏まえ、生活のしづらさがある方に必要な福祉サービス提供ができるよう、さらに、困っている人を取り残さないように支えあいの輪を広げます。

(3) 「みんなでいきいきと暮らします」

多様な福祉に関する活動を支援し、新規事業を進める事業所や課題解決のための連携を重視し、官民協働で地域福祉の向上を目指します。

(4) 「みんなで参加します」

これからの福祉には、地域や住民の力が欠かせず、誰もがいきいきと生活できるよう、みんながつながり、支えあうことが必要です。自治会活動やボランティア活動等への住民参加を図り、地域の福祉力を創造します。

3 計画の方針

各目標に方針を加え、施策展開の方向性を示しました

(1) 基本目標 1 「みんなでつながります」

- ① 高齢者・障がい者・子ども等の様々な福祉問題を包括的に支援します
- ② 防災・減災体制を充実します

(2) 基本目標 2 「みんなで支えあいます」

- ① いつでもどこでも相談できる体制を充実します
- ② 生活困窮者等の自立を支援します
- ③ 成年後見制度の利用を促進します

(3) 基本目標 3 「みんなでいきいきと暮らします」

- ① 民間事業者を支援します
- ② 当事者支援を推進します

(4) 基本目標 4 「みんなで参加します」

- ① ボランティア活動を促進します
- ② 生きがいづくりを促進します
- ③ 地域の福祉力を高めます

4 施策の体系図

基本理念

「みんなでつながり支えあい
いきいきと暮らせるまち 水俣」

つながります

支えあいます

参加します

みんなで

いきいきと
暮らします

人と人のつながりを大切にし、子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、誰もが健やかにいきいきと暮らせる地域共生社会を目指して、困っている人が安心して声を上げることができ、誰ひとりとして取り残さないまちをつくります。

5 実施施策

目標：みんなでつながります					
方針：高齢者・障がい者・子ども等の様々な福祉問題を包括的に支援します					
施策	内容	数値目標	令和元 年 数 値	担当部署	備 考
情報発信 の推進 P20から継続	高齢者・障がい者・子どもの様々な福祉に関する情報を積極的に発信し、周知を図ります	ホームページ・SNS（母子モ）・市広報誌等の発信：年36回		福祉課 いきいき健康課	母子モ（みなまた版電子親子手帳「もやい」）：乳幼児健診や予防接種のお知らせ、子育てに役立つ情報等を発信するアプリ
地域包括 支援セン ターの機 能強化 P18から継続	高齢者の「総合相談窓口」として、住み慣れた地域で生活できるように介護・医療・保健・福祉等の側面から専門知識を持った職員の支援を充実します	専門職の配置：3職種各2人 相談件数：3,500回 内アウトリーチ：1,300回	保健師1人・社会福祉士2人・主任介護支援専門員2人 3,203回 1,189回	いきいき健康課 社会福祉協議会	アウトリーチ：来所が難しい人に対し積極的に働きかけ、情報・支援を届ける
地域療育 の推進 P28から継続	地域療育センターを中心にサービス給付量の適正化を図ります	連携会議参加：年2回	2回	福祉課	地域療育センター：子どもの何か気になることや育てにくさを感じた時に、個別相談や療育活動を行う拠点
子育てに 関する相 談・訪問 体制の充 実 P17・P20から継続	地域子育て支援拠点、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点			福祉課 いきいき健康課	地域子育て支援拠点：乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所として、

目標：みんなでつながります					
方針：高齢者・障がい者・子ども等の様々な福祉問題を包括的に支援します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
	が連携し、妊娠 期から子どもが 成人するまでの 全ての子育てに 関する支援を充 実します 生後4か月までに 乳児家庭全戸訪 問を行い、養育 支援訪問対象者 及び希望者や支 援が必要な家庭 への相談、訪問 等を実施します	子ども家庭総合支 援拠点設置：令和3 年度 支援員の配置：専任 2人又は兼務3人 市報掲載：年2回 乳児家庭全戸訪問： 100% 養育支援訪問： 100%	96.4% 100%		子育てについて の相談、情報の 提供、助言その 他の援助を行う 拠点 子育て世代包括 支援センター：妊 娠期から子育て 期までの子ども や保護者等に対 し、切れ目のない サポートを実施 する拠点 子ども家庭総合 支援拠点：子ども とその家庭及び 妊産婦等を対象 とし、必要な支 援に係る業務を 行い、特に要保 護児童等への支 援業務の強化を 図る拠点 養育支援訪問： 支援が特に必要 と認められる児 童や保護者等 に対し、養育等 に関する支援訪 問を行う

目標：みんなでつながります					
方針：高齢者・障がい者・子ども等の様々な福祉問題を包括的に支援します					
施策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
ひとり親 家 庭・ DV 被害 者等の住 宅確保の 充実 P26から継続	一時保護住宅の 活用を積極的 に行い、その後の 生活の場所につ いて、市営住宅や 民間賃貸住宅へ の入居等を支援 します	保護住宅点検：年4 回 住宅確保：100% 連携会議参加：年1 回		福祉課 都市 計画課	
DV予防 対策の充 実 P34から拡充	配偶者暴力相談 支援センター及 び性暴力被害者 支援センターを 設置し、婦人相 談室と一体型で 女性問題等につ いて包括的な支 援体制を充実し、 DV 防止対応の ためのケース会 議、ケア会議に 関する連携を図 ります	配偶者暴力相談支 援センター兼性暴力 被害者支援センター の設置：令和3年度 職員の配置：婦人相 談員1人・兼務職員 1人 ホームページ・SN S・市報・リーフレ ット作成配布での情 報発信：年2回		福祉課 企画課 市民課	配偶者暴力相談 支援センター：配 偶者からの暴力 を受けた被害者 に対し、身近な 相談窓口として 継続的な支援を 行う 権限：保護命令 の申し立て・DV 被害相談の証明 書発行 性暴力被害者支 援センター：性的 な暴力を受けた 被害者に対する 相談支援を行う
バリアフ リーの推 進 P32から変更継続	歩道の改修等の 際に車いすの通 行しやすい幅を 確保し、段差解 消に努めます	歩道での事故報告： 0件	0件	土木課	

方針：防災・減災体制を充実します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
避難行動 要支援者 の支援体 制の構築 P24から継続	地域防災計画に 基づき、地域と 協議を重ね、避 難行動要支援者 名簿への掲載同 意の推進、個別 計画の策定、活 用方法の確立を 行います	名簿の定期更新：年 1回 掲 載 へ の 同 意 率： 100%	未実施 24.3%	福祉課 いきいき 健康課 危機管理 防災課	避難行動要支援 者：高齢者、障 がい者等の要配慮 者のうち、特に避 難支援を要する 者
福 祉 避 難所の充 実 P25から継続	地域防災計画に 位置付け、社会 福祉事業所等と 連携し、福祉避 難所の体制を整 備します	福祉避難所設置：3 箇所	1箇所	危機管理 防災課 福祉課 いきいき 健康課	福祉避難所：主と して高齢者、障 がい者、乳幼児 その他の特に配 慮を要する者を 受け入れるため の設備、器材、人 材を備えた避難 所
災害ボラ ンティア センター の体制充 実 P25から継続	地域防災計画に 基づき、水俣市と 社会福祉協議会 が協定を締結し、 災害発生時、災 害ボランティアセ ンターを設置運 営します	検討回数：年1回		危機管理 防災課 福祉課 社会福祉 協議会	

目標：みんなで支えあいます					
方針：いつでもどこでも相談できる体制を充実します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
民生委員 児童委員 活動の環 境 整 備 【新規】	民生委員・児童委員の活動及び事務局体制の整備や研修会の開催等を支援し、連携強化を図ります	民生委員配置率：100% 事務員の継続配置：1人	97.3% 1人	福祉課	
地 域 サ ポートセ ンターの 機能充実 P19から継続	地域サポートセンターの周知を行い、地域包括支援センターとの連携を強化します	市報掲載：年2回		いきいき健康課 社会福祉協議会	
方針：生活困窮者等の自立を支援します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
自立相談 支援の実 施 P19から継続	生活困窮に陥りそうな人に対して早期支援を行い、関係機関と連携して課題解決に取り組むとともに、触法者等の社会復帰を支援します	利用者：80人 市報掲載、リーフレット作成設置、ホームページでの情報発信：年2回	73人 1回	福祉課 社会福祉協議会	触法者：法律に違反した人
生活困窮 者の実態 把握及び 支援体制 の整備 P35から拡充	実態把握の実施及び多様な困りごとに対応するため、多分野・多機関と連携した支援体制を充実します	連携推進会議：年4回 就労準備支援利用者：10人	3回 5人	福祉課 社会福祉協議会	就労準備支援事業：一般就労に従事する準備として、日常生活、社会生活、就労の自立を支援する事業

方針：生活困窮者等の自立を支援します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
		家計相談支援利用 終結者：12人 子どもの学習支援 利用者：5人	10人 2人		家計相談支援事業：家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す相談支援事業 子どもの学習事業：生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、保護者への助言を行う事業
ひきこもり対策の強化 P34から拡充	ひきこもっている人やその家族の相談に応じ、多様な支援メニューにより自立に向けて支援します	利用者：10人	6人	福祉課 社会福祉協議会	
方針：成年後見制度の利用を促進します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
成年後見制度の利用促進 P29・30から拡充	判断能力が低下した方の財産管理や法律行為の代理等を行う成年後見制度を周知するとともに、水俣市権利擁護センターを充実し、水俣・芦北圏域の成年後見制	市報掲載：年2回 出前講座：年10回	11回 8回	福祉課 いきいき健康課	

方針：成年後見制度の利用を促進します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
	度の利用支援を行います				
市民後見 人養成講 座の推進 P30から拡充	身近な市民という立場から成年後見制度を必要とする高齢者や知的障がいのある方等を支える「市民後見人」の養成を推進します	修了者：10人	4人	福祉課 いきいき健康課 社会福祉協議会	
目標：みんなでいきいきと暮らします					
方針：民間事業者を支援します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
障がい者グループホームの充実 P27から継続	障がい者が地域の中でいきいきと生活できる場をつくるため、障がい者グループホームの拡充に努めます	障がい者グループホーム設置：3箇所	2箇所	福祉課	
福祉的就労の充実 P28から継続	障害者優先調達推進法の浸透を図り、就労継続支援事業所についての理解を促進します	推進法の利用：前年度より増 推進法の市報掲載：年1回		福祉課	障害者優先調達推進法：就労する障がい者の経済面の自立を図るため、公的機関が障がい者就労施設等から優先的に物品等を購入することを定めた法律

方針：民間事業者を支援します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
子どもの居場所づくりの推進 P26から継続	既存の学童クラブや空き教室を活用し、待機児童の解消に努めるとともに、教育委員会との連携を図り、放課後教室、児童の居場所づくりを推進します	待機児童：0人	15人	福祉課 教育委員会	
社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進【新規】	社会福祉法人の地域貢献及び社会福祉充実計画等に基づき、公益的な取り組みを推進します	協議：年1回		福祉課	社会福祉充実計画：社会福祉法人が現に行っている社会福祉事業・公益事業の充実と既存事業以外の社会福祉事業・公益事業の実施に関する計画
方針：当事者支援を推進します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
認知症支援策の充実 P29から継続	認知症の正しい知識の普及と地域の見守り体制の充実を図り、専門職による早期対応及び多職種連携のもと介護者も含めた支援をします	認知症サポーター：累計10,600人 専門職の配置：作業療法士1人 認知症地域支援推進員2人	8,501人 1人 2人	いきいき健康課 社会福祉協議会	認知症サポーター：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人

方針：当事者支援を推進します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
当事者団体等の支援 【新規】	生活課題を抱えた当事者の仲間づくりや情報交換・課題解決や改善に向けた活動に取り組む当事者団体等への支援をします	市報掲載：年1回 パンフレットの設置：関連部署		福祉課 いきいき健康課 社会福祉協議会	
目標：みんなで参加します					
方針：ボランティア活動を促進します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
ボ ラ ン テ ィ ア・市民活動支援センターの充実 P23から継続	利用しやすいセンターの運営を図り、個人及び団体登録の拡充や交流の場の開催、新規ボランティア団体の立ち上げ等幅広い市民活動の支援を行います	登録数：12団体	9団体	福祉課 社会福祉協議会	
方針：生きがいを促進します					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当部署	備 考
一般介護予防事業の充実 P31から継続	一般介護予防事業の内容の充実と介護予防の普及啓発を推進します	健康講話：各地域年1回		いきいき健康課	一般介護予防事業：介護が必要な状態にならないための運動や健康講話等を行う事業

方針：地域の福祉力を高めます					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当 部署	備 考
生活支援 体制整備 事業の充 実	地域の実情に応 じて、住民による 多様な主体が参 画し、社会資源 の発掘及び連携 を進めるととも に、スマイルサ ポート・いのちの バトン等の拡充 を図り、課題解 決に取り組みま す	福祉の会設置 :26 地区 スマイルサポートの 整備：26地区200 人 いのちのバトン： 1,500世帯 生活支援コーデ ィネーターの配置：3 人	6地区 11地区 108人 976世帯 3人	いきいき 健康課 社会福祉 協議会	福祉の会：「5年 後、10年後も幸 せに暮らせる地 域づくり～困った ときにみんなで 支えあえる地域 ～」をテーマに 行政区ごとに住 民主体で地域の 福祉を考える場 スマイルサポ ート：日常生活の ちょっとした困り ごとを30分500 円で地域の中で 助け合う活動 （住民参加型在 宅福祉サービス） いのちのバトン： 緊急時に自分の 情報を正しく伝え るため、持病や 服用している薬、 連絡先等をカー ドに記入し、専 用のケースに入 れ保管する取り 組み 生活支援コー ディネーター：高 齢者の生活支援 の充実を図るた めに、地域の社 会資源の開発、

P33から継続

方針：地域の福祉力を高めます					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当 部署	備 考
					ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングを行う、介護保険制度の地域支援事業において位置づけられた地域の支え合いの推進役
水俣・芦北地域の 見守り活動等支援事業の 充実	見守り活動・ふれあいいきいきサロン・地域リビング等の地域資源を活用した住民交流活動や世代間交流をとおして、さらなる福祉コミュニティの形成を充実します	地域福祉コーディネーターの配置： 1人 参加者： サロン33箇所、5,500人 地域リビング20箇所,11,500人	1人 33箇所 4,595人 20箇所 9,565人	福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会	福祉コミュニティの形成：地域の福祉課題を地域で解決する福祉力の醸成 地域福祉コーディネーター：全ての住民を対象に、地域の中の見守り活動や集いの場を住民主体で促進するとともに、ニーズに応じた必要な活動を企画・立案し、住民と協働して取り組む推進役
P21・23から 継続					
がまだす自治会支援事業助成金	自治会が主体となり地域づくりのため支援を行う	がまだす助成金5件／年 予算の範囲内での 交付金の実施	令和元年度5件	企画課	
P21から継続					

方針：地域の福祉力を高めます					
施 策	内 容	数値目標	令和元年 数 値	担当 部署	備 考
自治振興 交付金 P21から継続	自治会活動の活性化や市政との円滑な運営を図ることを目的に、自治会による住民相互の連携連絡、美化清掃等の環境整備、福祉の向上を図るための地域的共同活動事業に対し、交付する	水俣市1～26区の自治会が行う自治会活動に対して、予算の範囲内で交付金の実施		企画課	
公営住宅 の新設に にあつては P27から継続	公営住宅の新設にあたり高齢者障がい者等に配慮した住宅の整備を進める	新設の際に実施する大規模改修	－	都市計画課	

6 計画の推進・進行管理

(1) 計画を推進するための取り組み

地域福祉計画を推進していくためには、「みんなで」、「つながり」、「支えあい」、「いきいきと暮らせるまち」となるよう、あらゆる立場の方々が、主体的に参加・協力・連携していかなければなりません。

計画を推進し、地域共生社会に近づくためには、まず、地域福祉の理解をしてもらうことが重要です。この計画をたくさんの市民に知ってもらうため、広報紙やホームページ等、様々な場面において計画の周知に努めます。

(2) 計画の進行管理

本計画の進捗状況及び本計画に基づく各種施策の成果評価等の進行管理については、毎年度、各種施策の実施状況及び成果に関する検証を行い、その結果を随時、各種施策の見直しや着実な推進に反映させるとともに、広報紙やホームページ等を通じて、市民に公表します。

第4章

計画策定に係る資料等



第4章 計画策定に係る資料等

1 策定スケジュール

期 日			内 容	
5月	第1週	1 5 22	委 員	策定委員の公募（市報掲載）→応募者なし
	第2週			
	第3週			
	第4週			
6月	第1週	4	計画策定の 体制づくり	前期計画の振り返り
	第2週	11		
	第3週	19		策定委員会について
	第4週	26		
	第5週	29		庁内プロジェクトについて
7月	第1週	2		
8月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため会議中止			
9月	第4週	24		ニーズ調査方法について
10月	第1週		ニーズ調査	団体ヒアリング
	第2週			
	第3週	14	PT 会 議	第1回庁内プロジェクトチーム会議 前期計画事業の評価・課題抽出ヒアリングについて
	第4週		調 査	団体ヒアリング
11月	第1週	7	研 修 会	長久手市吉田一平市長「わづらわしいまちづくり」
	第2週		ニーズ調査	庁内ヒアリング
	第3週			
	第4週	26	委 員 会	計画説明、ニーズ調査の報告、施策への意見収集
12月	第1週		ニーズ調査	子どもヒアリング
	第2週			
	第3週	18	委 員 会	第2回策定委員会：新型コロナウイルス感染拡大防止のため 会議中止⇒資料送付：前期計画評価、子どもヒアリング報告
	第4週	22	PT 会 議	第2回庁内プロジェクトチーム会議
1月	第1週		素 案 作 成	基本理念・基本目・基本方針・施策・体系図の検討
	第2週			
	第3週			
	第4週		委 員 会	第3回策定委員会 素案の検討
2月	第1週		パブリック コ メ ント	パブリックコメントの募集
	第2週			
	第3週		PT 会 議	第3回庁内プロジェクトチーム会議
	第4週		委 員 会	第4回策定委員会 パブリックコメントの報告等
3月	第1週		ま と め	構成作業（地域福祉活動計画との調整）
	第2週			
	第3週		承 認	庁議報告→発表
	第4週			

2 地域福祉計画策定研修会の概要

計画策定にあたり、福祉のまちづくりの先進地である愛知県長久手市の吉田一平市長をお招きし、長久手市地域福祉計画策定の考え方や地域共生への思い等をお聞きし、本市計画の策定に生かすことを目的として実施しました

- 日時 令和2年11月7日（土）15：00～17：00
- 場所 水俣市もやい直しセンター3階もやいホール
- 講師 愛知県長久手市 吉田一平 市長
- 演題 「わづらわしいまちづくり」
- 参加者 水俣市地域福祉計画策定委員
水俣市地域福祉計画庁内プロジェクトチームメンバー
ふれあいのまちづくり推進委員
事務局等 計80人



○参加者の声（アンケートより抜粋）

- ・行政も市民も上や下ではなく、ともに何事もつくりあげていくことはじめから上手くいかなくて当たり前「わづらわしい まちづくり」タイトルよいですね。水俣モデルみんなで作っていきましょう。ピンチはチャンスであることを再確認した
- ・「地域づくりを住民に任せる」遠まわり、わづらわしいやり方で住民をまきこみ、役割をつくるのが大切
- ・「時間に追われない国」の考え方を行政活動に取り入れていることに驚いた。市役所内外から少なからず反発があったのではないかと思った
- ・「たつせがある課」水俣・芦北地域でも必要誰にでも役割があることは生きがいにつながると思う
- ・「ゆっくりと」「子どもをしかり、親もしかる」仕事の時間の使い方と家庭での時間の

使い方を分けなければ、子ども親へ優しくできないことが多いゆっくりと進ませると甘やかすはまた別なのかと思うと少し難しい点がありますが・・甘やかすのでも良いのでしょうかね

- ・「わずらわしいまちづくり」のんびりゆっくり暮らせるまちにしたいですね
- ・共生、ごちゃまぜで、思いやりが育ちお互いが助け合い優しくなれる
- ・様々な取り組みに共通して遠回りをする事、ほどほどにすることの軸を通してること
- ・時間に追われない国の内容が印象に残りました。現時代は、追われる国の内容を求めている様な
- ・失敗を認める社会が大切であることがとても印象に残りました。失敗を含めて1人の人間をお互いに認めるこのような社会が今後は大切だと思いました。とても勉強になりました
- ・市民や地域に役割をつくるということがすごく大事だとくり返されていたのが印象に残った。また、走りすぎず、ゆっくりとSDG sを進めるという部分も重要な点だったように思う
- ・地域と共生していくためには「だいたい、ほどほど」が大切だということが印象的でした。時間におわれることが多く、このような考えはとても新鮮でした
- ・遠まわりしても良い、失敗もあっていい、だいたいが必要なんだと感じました。色々な人の考えを、認めていける町づくりを考えていきたいと思いました
- ・とらわれない生き方、考え方、感じ方（失敗してもいい、むしろ失敗しろ）
- ・長いスパンで物事を見て将来を考えていくこと
- ・雑木林（同じものを集めると命は絶える）、実現できたら皆が幸せになる
- ・ゆっくり暮らすことの大切さが強く印象に残りましたこれまで考えたことがなく効率を考えて生きてきたので今後の生活を少し見直すことにしたいと感じます



3 水俣市地域福祉計画策定委員会設置要綱

○水俣市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民が共に支え助け合う地域福祉の実現を目指し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、水俣市地域福祉計画（以下「計画」という）を策定するため、水俣市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉団体、社会福祉を目的とする事業に従事する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとするただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする

(役員)

第5条 委員会に次の各号に掲げる役員を置き、委員が互選する

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する

4 会長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないその職を退いた後も同様とする

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉環境部福祉課が処理する

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

(施行期日)

1 この要綱は告示の日から施行する

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は市長が行う

4 水俣市地域福祉計画策定委員会委員

	選考区分	所 属 等	氏 名	備考
1	住民代表	市議会厚生文教委員会	谷 口 明 弘	
2	当事者団体	認知症介護者の会	吉 海 耕 一	
3		介護保険サービス事業者連絡協議会	棚 橋 慶	
4		子ども・子育て会議	堀 浄 信	会 長
5		育児サークル	原 永 智 子	
6		水俣市身体障害者福祉協会連合会	西 川 泰 昭	
7		障がい福祉事業所	萩 嶺 浄 円	
8	相談・指導等 関係者	水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワーク	太 田 清	
9		水俣市民生委員・児童委員協議会	松 山 ちづ子	副会長
10		芦北地区保護司会水俣分会	河 野 健 二	
11		権利擁護関係（司法書士）	平 松 大 輔	
12		水俣公職業安定所	小 幡 秀 樹	
13		水俣保健所	西 山 喜 博	
14		公益社団法人水俣・津奈木シルバー人材センター	牧 治 邦	
15	自治組織代表者	水俣市自治会長会	田 中 安	
16	医療関係者	水俣市芦北郡医師会	眞 鍋 哲 郎	
17	教育関係者	水俣市教育委員	平 尾 雅 述	
18	農業関係者	あしきた農業協同組合水俣基幹支所	下 村 孝 一	



5 水俣市地域福祉計画策定プロジェクトチーム

	所	属	氏 名
1	総合医療センター総務課	総 務 係	川 端 梓
2	企 画 課	地 域 振 興 係	山 内 一 也
3	財 政 課	財 政 係	千々岩 健 史
4	市 民 課	年 金 医 療 保 険 係	淵 上 佳 代
5	環 境 課	環 境 も や い 推 進 室	堀 昌 志
6	経 済 観 光 課	経 済 振 興 室	瀬 本 大 志
7	農 林 水 産 課	林 務 水 産 振 興 係	山 口 愛 斗
8	土 木 課	道 路 河 川 整 備 室	前 田 知 美
9	都 市 計 画 課	建 築 住 宅 室	木 村 充 伸
10	教 育 総 務 課	総 務 係	山 内 達大郎
11	生 涯 学 習 課	社 会 教 育 推 進 係	山 田 大 悟
12	危 機 管 理 防 災 課	防 災 対 策 係	川 本 龍之介

6 地域福祉計画策定事務局

	所	属	氏 名
1	福 祉 課	課 長	小 形 浩 充
2		生 活 支 援 室	南 恒 一
3		子ども子育て支援室	石 原 美 保
4		障 が い 福 祉 支 援 係	草 野 徹 也
5		障 が い 福 祉 支 援 係	鬼 塚 枝 里
6	い き い き 健 康 課	課 長	岩 下 里 美
7		高 齢 介 護 支 援 室	生 駒 和 美
8		健 康 推 進 室	松 本 佳緒里
9	社 会 福 祉 協 議 会	事 務 局 長	山 口 圭 輔
10		地 域 福 祉 係	田 代 久 子
11		地 域 福 祉 係	松 本 沙 紀
12		安 心 生 活 係	秋 山 真 輝
13		生 活 支 援 係	山 内 宏 泰
14	社 会 福 祉 事 業 団	事 務 局 長	岡 本 広 志

第5章

水俣市成年後見制度 利用促進計画



第5章 水俣市成年後見制度利用促進計画

1 水俣市成年後見制度利用促進の目的

「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が2000年（平成12年）に成立したことに伴い、社会福祉制度に関する制度改正等が次々に行われてきました。

高齢者福祉分野においては介護保険法の施行、障害者福祉法においては自立支援法等が施行され、措置制度から契約制度へと移行してきております

この成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいのある人など、判断能力が十分でない方々の権利を守り、財産管理や生活および療養等に必要な手続きに関する支援を行い、本人の権利擁護を行うものです。

制度の利用者は年々増加傾向にありますが、認知機能の低下がみられる高齢者の数及び療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者数と比較すると、その割合は少ないものとなっております。

このような状況のもと、成年後見の利用促進を図ることを目的に、2016年（平成28年）5月「成年後見制度利用の促進に関する法律」が施行され、市町村は、国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案した市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

そこで、本市においては、第3期水俣市地域福祉計画の中に、「水俣市成年後見制度利用促進計画」として本章に位置付け、成年後見制度の利用促進に取り組みを進めます。

なお、「成年後見人、保佐人、補助人」を「成年後見人等」とし、「成年被後見人、被保佐人、被補助人」を「本人」、家庭裁判所に後見等開始の審判申立を行う人を「申立人」と表記します。

2 計画期間

計画期間は、第3期水俣市地域福祉計画と同じく、2021年（令和3年）度から、2026年（令和8年）度までの6年間とします。

平成27 2015	平成28 2016	平成29 2017	平成30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
第5次水俣市総合計画 平成27～平成30				第6次水俣市総合計画 令和元～令和8							
第2期水俣市地域福祉計画 平成27～令和2				第3期水俣市地域福祉計画 令和3～令和8							
						水俣市成年後見制度 利用促進計画 令和3～令和8					

3 現状と課題

1 現状

(1) 総人口及び高齢化率の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向であり、2020年（令和2年）では24,033人（3月末）となっています。

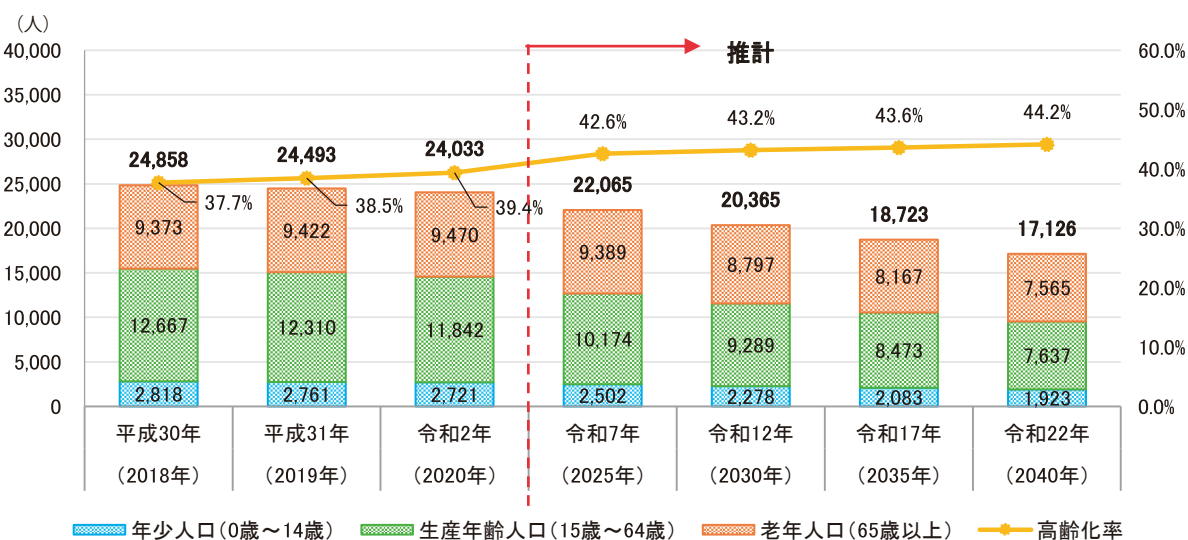
年齢区分別でみると、生産年齢人口、年少人口はともに減少傾向にありますが、老年人口、高齢化率も増加傾向であり、2020年（令和2年）では39.4%となっています。

推計では、総人口は減少予測となっています。老年人口、年少人口、生産年齢人口のいずれも減少が見込まれます。

年齢3区分別人口割合をみると、生産年齢人口の減少にともない、老年人口の割合が増加し、2040年（令和22年）に高齢化率は44.2%になると予測されています。

【年代別人口と高齢化率】

表 5 - 2



(2) 療育手帳所持者、精神保健福祉手帳保持者の推移

■療育手帳所持者

【療育手帳所持者数】

単位：人 表5-3

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
A1	71	61	60	59	57	55
A2	88	82	82	81	82	82
B1	115	94	101	104	103	103
B2	112	103	107	109	114	122

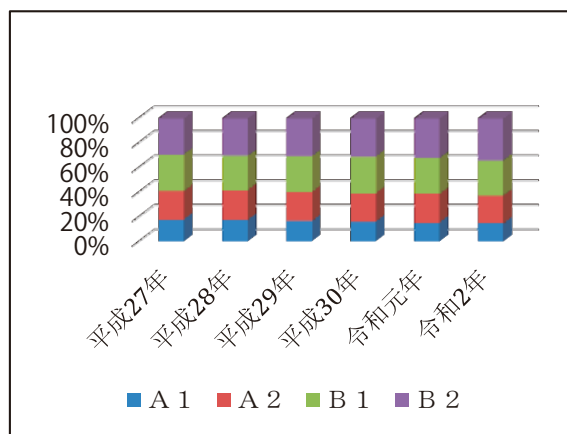
■精神障害者保健福祉手帳所持者

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

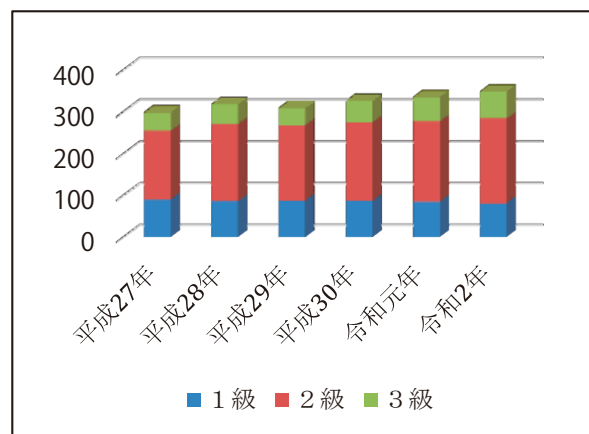
単位：人 表5-4

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	92	87	89	88	86	83
2級	164	184	180	188	192	202
3級	44	48	41	51	58	64

【療育手帳所持者数】 グラフ5-3



【精神障害保健福祉手帳所持者】 グラフ5-4



(3) 成年後見制度の利用者数の推移

【熊本家庭裁判所水俣出張所で開始決定した成年後見制度利用者数】 単位：人 表5-5

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	合計
件数	11	22	17	12	7	69

※後見人・保佐人・補助人の合計

※1月から12月の1年間

※水俣出張所の管轄市町村：芦北町・津奈木町・水俣市

(4) 権利擁護と成年後見制度の取り組み

水俣市と水俣市社会福祉協議会は権利擁護について、早い段階から取り組んでおります。2010年（平成22年）度、認知症地域支援体制構築等モデル事業から始まり、2011年（平成23年）度、水俣市市民後見推進事業。2012年（平成24年）度、成年後見人養成研修（法人後見のための職員向け研修）、水俣市成年後見推進フォーラム等を開催しています。2013年（平成25年）度には水俣市権利擁護センターを水俣市社会福祉協議会に開設。同時に、権利擁護センター運営委員会を設置しました。2014年（平成26年）度には、水俣市社会福祉協議会において法人後見事業を開始、また、市民後見人等養成講座修了者を対象にしたフォローアップ講座も開始しています。2016年（平成28年）度には、市民後見人等養成講座修了者の有志が、自主学習会及び権利擁護に係るボランティア活動を開始。2018年（平成30年）度から、芦北町、津奈木町を含め広域で市民後見人等養成講座を開催しました。

このように実績のある水俣市権利擁護センターが、水俣・芦北圏域の各社会福祉協議会間の連携によって、芦北町や津奈木町の事案についても相談・助言の対応を行うなど、人口減少と高齢化、専門職の少ない地域である芦北町・津奈木町と本市が広域連携し、2018年（平成30年）度から市民後見推進事業・法人後見事業の実施について、2019年（令和元年）度からは中核機関を設置することについての協議を行ってきました。

その中で、水俣市権利擁護センターが既に行っている、地域福祉権利擁護事業と市民後見推進事業、法人後見事業が、国の基本計画の地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能として示されている4つの機能をほぼ備えていることから、水俣市権利擁護センターを「中核機関」として設置すること。1市2町の行政と各社協、地域包括支援センターの初期相談の中で、成年後見制度の利用等が必要なケースに関しては「中核機関」に相談し、「中核機関」を中心とした地域住民、福祉医療関係者、専門職団体、家庭裁判所等による地域連携ネットワークにおいて、本人支援の体制を強化することなどを芦北水俣圏域市民後見推進等担当者会議（1市2町の行政担当、各社協担当で構成）や成年後見制度利用促進に係る意見交換会（熊本県担当、家庭裁判所、専門職、1市2町の行政担当、各社協担当で構成）で協議してきました。

2 課題

本市における成年後見制度を含めた権利擁護に係る事業は、福祉課、いきいき健康課、水俣市社会福祉協議会（地域包括支援センター、権利擁護センター）等を相談窓口としています。

現状においては、本市における認知症高齢者数や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の数に比べて、成年後見制度の利用者数は少なく、制度が必要であると考えられるにも関わらず、利用に至っていない人が相当数いるのではないかと考えられます。

今後、財産管理の問題や身上監護の問題など、あらゆる観点からの必要性が見込まれるにも関わらず、申立件数が伸び悩んでいることは、本市にとって次のような大きな課題があると考えます。

①成年後見制度の認知不足

制度自体の周知が進んでおらず、認知度の偏りが見られるなど、任意後見や補助・保佐等の周知も必要であると考えます。

②相談窓口の周知不足

市民には、「どこの相談すればよいかわからない」「そもそも成年後見制度ってなに？」といった声があるため、相談支援の専門機関等と連携して、必要な方への勧奨について周知が必要です。

③成年後見等の担い手

現在、成年後見人等の約8割を弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が担っており、年々増加する数に対応が難しい場合もあります。そこで、成年後見人等の新たな担い手として多様な専門職による受任に加え、市民後見人が期待されているところでありますが、現状では家庭裁判所からの選任はなく、市民後見人等養成講座の修了者に対する支援やスキルアップのための支援制度、バックアップ体制の構築など多くの課題があると考えています。今後の国の動向も含め、検討していくものとします。

④経済的負担への不安など

家庭裁判所への申立費用や後見人への報酬についての知識がなく、助成制度等についての周知も足りていないことから、経済的負担への不安から申し立てをしないということが考えられます。後見人の報酬については、対象者の要件があり、要件に該当する場合には、報酬の助成制度を受けられるということを周知してまいります。



【成年後見講演会の様子】

4 計画の目標

1 目標

(1) 成年後見制度の認知度の向上

成年後見制度の周知啓発に努めます。

(2) 本人がメリットを感じられる制度利用

制度利用者のニーズに合った成年後見人等の選任がなされ、本人の意思決定支援を行い、本人が制度を利用してよかったと実感できるよう制度を活用します。

(3) 成年後見人等を連携して支える包括的な支援体制の構築

成年後見人等と介護支援専門員、相談支援専門員などの本人に係る人たちの連携協力とともに、人口減少と高齢化の傾向にあり、専門職等の少ない地域であることから、本市だけでなく、生活圏域である芦北町と津奈木町の1市2町の行政と各社会福祉協議会および地域包括支援センターが連携し、水俣市社会福祉協議会に設置されている水俣市権利擁護センターを中核機関として立ち上げ、専門職団体、家庭裁判所等による地域連携ネットワークにより支援していく体制を構築していきます。

5 成果指標

- ・ 中核機関の設置
- ・ 制度利用に関する相談から関係機関との連携会議での調整
(地域ケア会議での検討 年2回以上)
- ・ 市民後見人養成講座の修了者 年10人
- ・ 成年後見制度利用促進周知のための広報掲載年1回以上
- ・ 成年後見制度に関する出前講座 年4回以上
- ・ 受任調整(助言) 年3件以上



【権利擁護センター運営協議会の様子】 (司法書士、社会福祉士、弁護士等)
※中核機関の運営協議会としての役割も担う。

6 具体的な施策

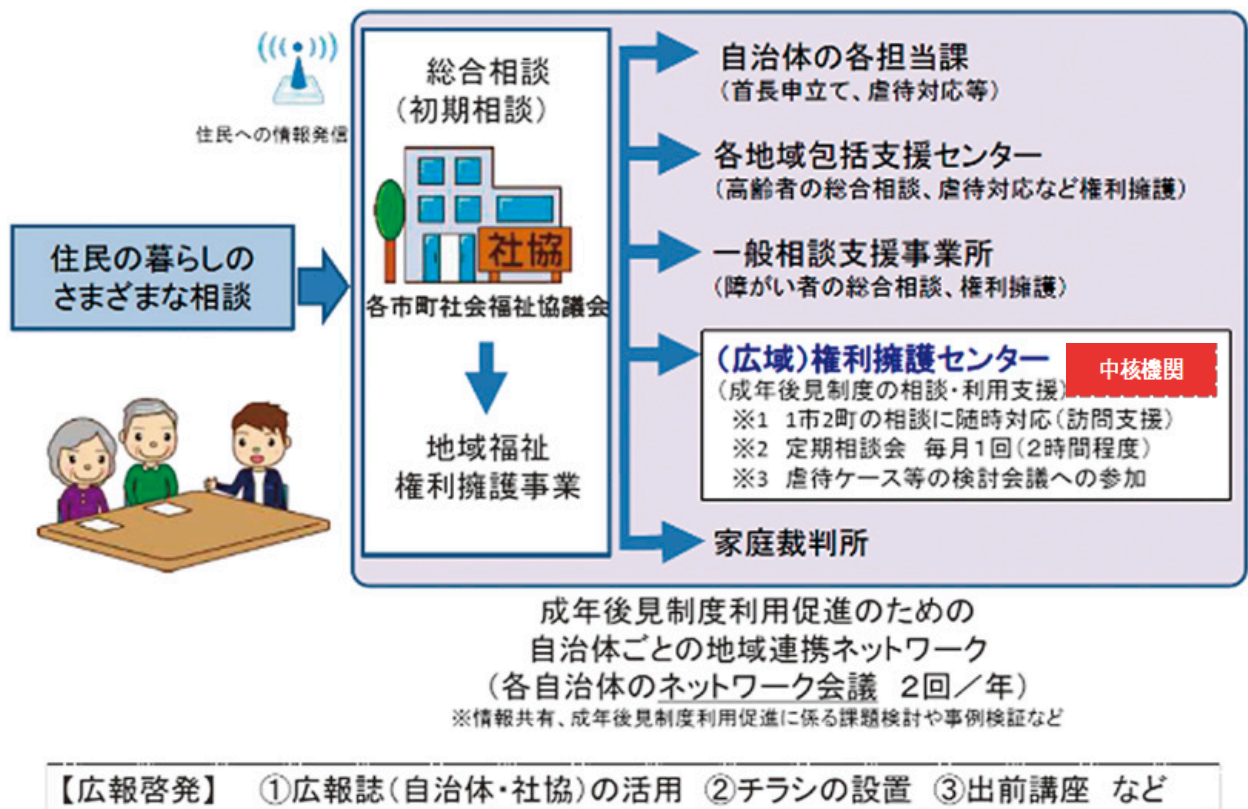
1 成年後見制度利用促進のための取り組み

全国どこでも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、制度と相談窓口の認知度を高めるとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークの整備を行います。

地域連携ネットワークの整備にあたっては、人口減少と高齢化の傾向にあり、専門職等の少ない地域であることから、生活圏域である芦北町、津奈木町と本市の1市2町の行政と各社会福祉協議会および地域包括支援センターが連携し、水俣市社会福祉協議会に設置されている水俣市権利擁護センターを「中核機関」として立ち上げ、地域住民、福祉医療関係者、専門職団体、家庭裁判所等による地域連携ネットワークをコーディネートし、本人を支援していく体制づくりに取り組みます。

具体的な方策は次のとおり

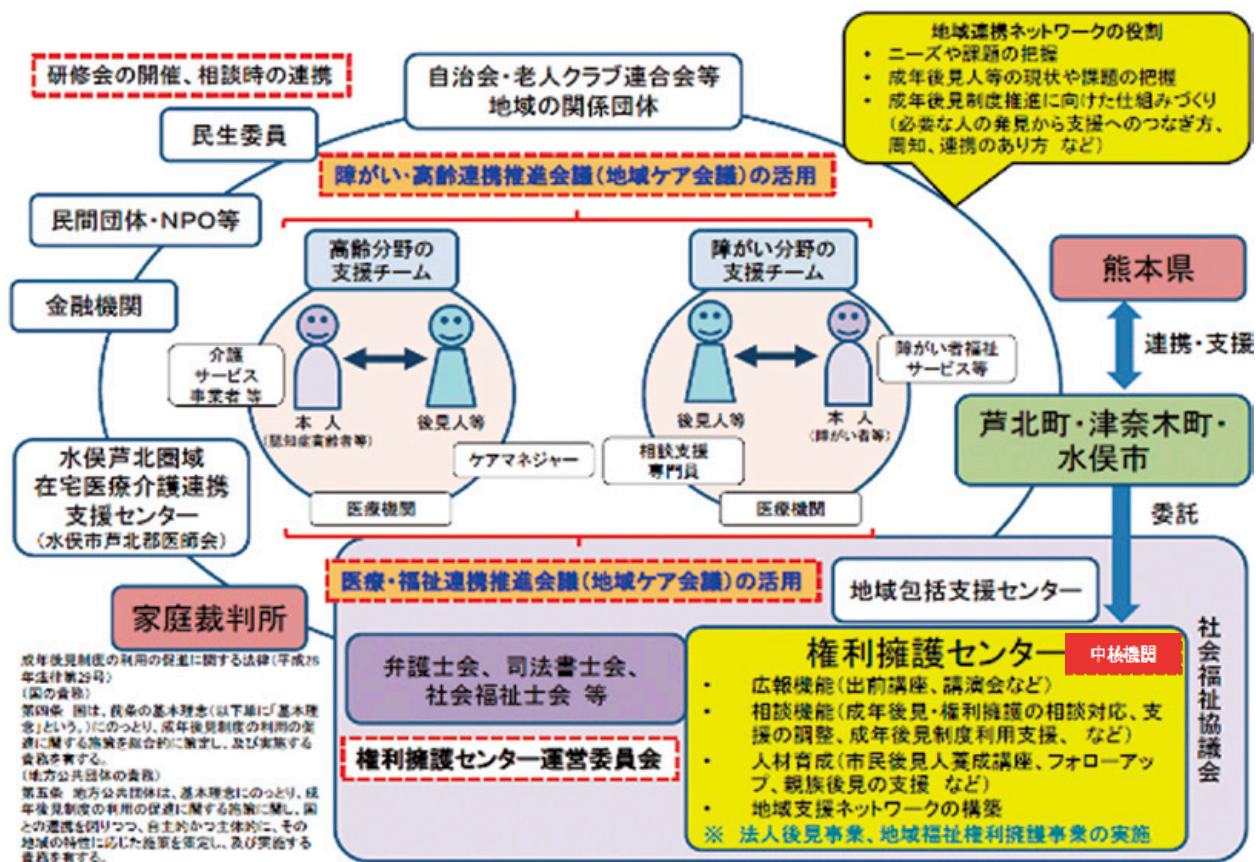
- (1) 広報機能（出前講座、講演会など）
- (2) 相談機能（成年後見・権利擁護の相談対応、支援の調整、成年後見制度利用支援など）



【中核機関のイメージ図】

図5-1

- (3) 人材育成（市民後見人養成講座、フォローアップ、親族後見の支援など）
- (4) 地域支援ネットワークの構築



【地域支援ネットワークのイメージ図】

図5-2



【市民後見人養成講座の様子】

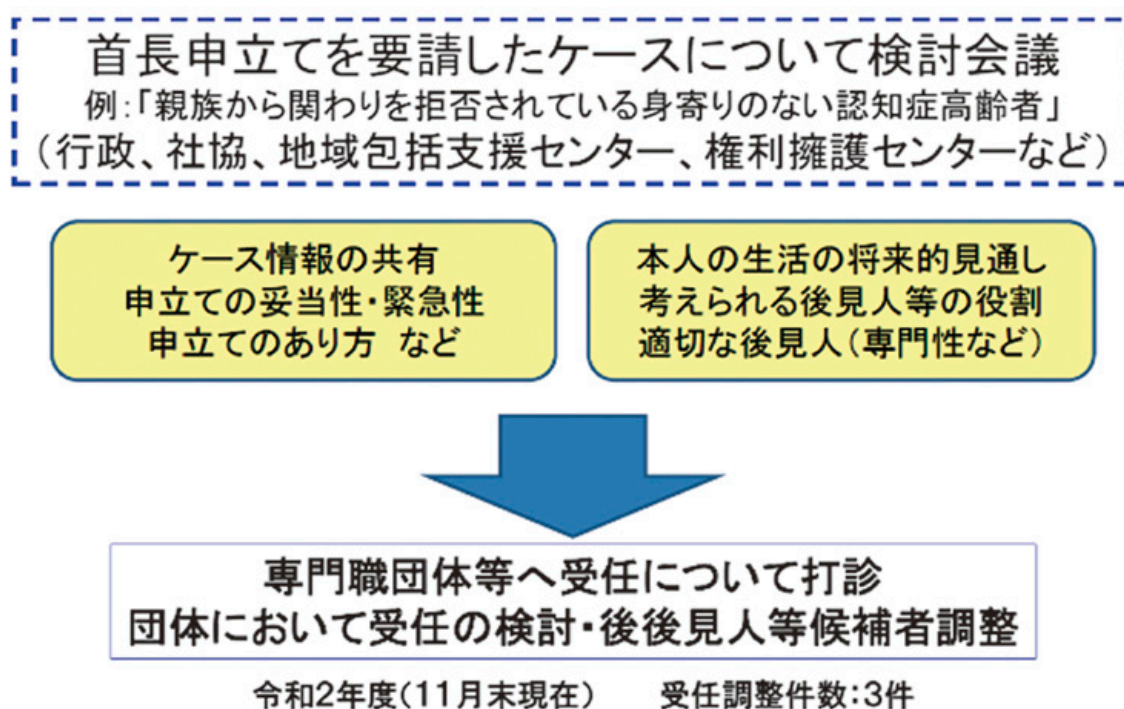
2 法人後見事業の体制整備

当水俣・芦北圏域は、専門職等の少ない地域であるため、水俣市社会福祉協議会の1法人だけでは受任件数も限られ、受け皿不足が見込まれるため、芦北町と津奈木町の各社会福祉協議会に対して、水俣市社会福祉協議会が助言・支援を行う体制を前提とした法人後見事業の実施について、丁寧な説明を行いながら、相互に連携した体制整備を進めています。

3 受任調整の取組み

【受任調整のフロー図】

図5-3



第 6 章

水俣市社会福祉協議会 第 3 期地域福祉活動計画



第3期地域福祉活動計画によせて

この度、水俣市社会福祉協議会（以下、社協）にて第3期地域福祉活動計画（以下、計画）の策定を行いました。策定にあたっては、様々な世代や領域から構成されたふれあいのまちづくり推進委員会（以下、ふれまち）が中心となり、これまでの振り返りから現状調査、今後どんな地域にしていきたいかを繰り返し議論を重ねていき、今回の計画策定に至ります。携わらせて頂いた、この「ふれまち」というコミュニティは水俣市社会福祉協議会が積極的に住民参画を進め、住民の声を大切にしようと体現してきた取り組みの一つでもあると思います。

この策定期間中には、私たちがこれまでに体験したことがないような災害や感染症などが発生し、大きな転換を迎える年でもありました。当たり前にある暮らしがいかに尊いものか、これからどんな行動を起こしていきたいか、立ち止まり考えていく年でもありました。今回の計画は、そのような中で創り上げていった計画でもあります。

また本計画では、「支える人を支える」というケアラー支援のような新たな視点も積極的に取り入れています。「ケアラー」とは、「こころやからだに不調のある人の『介護』『看病』『療育』『世話』『気遣い』など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」と定義されています。いわゆる介護だけでなく、日常的な見守りや声かけも含まれる内容です。それだけに家族だけにとどまらず、コミュニティを形成するすべての人が「ケアラー」と定義されています。介護者が抱える悩みを一家庭の中だけでなく社会問題として認識し、全てのひとが自分事として手を取り合い、共通の課題と捉え社会の仕組みを見直していこうという想いも計画には載せています。

これから、今回策定された計画を基盤にしながら様々な取り組みが実行されて行く事だと思います。その中では、様々な状況の変化に対してしなやかに変化していくような、そんな生きた計画になっていくよう私自身も策定に携わらせて頂いた一員として取り組んでいきたいと思えます。

策定にあたり、アンケートなどご協力頂いた地域住民の皆様はじめ、ふれあいのまちづくり推進委員の皆様など、携わって頂いた全ての方々にこの場を借りて感謝申し上げます。

ありがとうございました。

令和3年3月

第9期ふれあいのまちづくり推進委員会
会長 一川 大輔

1 計画の趣旨

住んでいる家や地域は、年齢や障がいの有無に関わらずあらゆる人にとって毎日を安心して生活するための基盤です。認知症などによって要介護状態になっても、心身の障がいがあっても、どのような状態であっても、だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、地域福祉を推進する必要があります。

「地域共生社会」とは、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことを目指しています。これまで、高齢者への支援に特化されがちであった「地域包括ケアシステム」を深化・拡大させ、障がい者、子ども等への支援にも対象を広げるとともに、複合化した課題にも対応できる体制を構築していくことが「地域共生社会」の実現につながっていくと考えられています。

そして、地域の中で課題を抱えた人に対し「自分には関係ない」と他人事のように接するのではなく、個人的な課題であったとしても地域住民と一緒に解決に取り組み、支援の「受け手」「支え手」に分かれることなく、誰もが役割を持てるように、参加の場を地域に見出していくことも「地域共生社会」の実現に必要とされています。

この「地域共生社会」さらにはSDGsの実現や団塊世代が全員75歳を超える「2025問題」を見据え、本書は具体的な取組を示しました。

2 計画の位置づけ

この計画は水俣市が策定した「水俣市地域福祉計画」との整合性を図り、地域住民や関係機関等と連携しながら地域福祉を推進するための具体的な取組を示します。

3 計画の期間

この計画は令和3年度から令和8年度（2021年度～2026年度）までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や社会福祉の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、様々な分野からの意見や提言を計画に反映するため、「水俣市地域福祉活動計画策定委員会」（第9期ふれあいのまちづくり推進委員会が兼務）を設置し、様々な提言をいただきました。水俣市社会福祉協議会の住民主体という軸を持ち、未来を描き、その未来から逆算して、今、何に取り組むのかを考えながらニーズ調査等を展開して参りました。

第3期地域福祉活動計画のあらまし

「福祉でまちづくり 2021」

～誰もがもやいの心で「つながり」を実感できるまちづくりをすすめます～

● 水俣市社会福祉協議会基本理念

水俣市社会福祉協議会は水俣市に住む人々が安心して暮らせる環境整備を行い
質の高い「福祉文化」を持ったまちづくりを住民とともにすすめます





住民参加の促進

いつでも、どこでも、だれでも
気軽に参加できる
仕組みをつくります

当事者支援の充実

生活のしづらさがある方を
早期に発見し
迅速に対応します

6 第3期地域福祉活動計画の実施施策

目 標 1	住民参加の促進	
いつでも、どこでも、だれでも、気軽に参加できる仕組みをつくります		
方 針	事 業	内
ふれあいネットワーク（水俣地域見守り活動等支援事業）を推進し、地域住民のつながりや支えあいシステムを構築します	見守り訪問活動	小地域（意志の疎通ができる範囲）を活動員の訪問活動を推進します ○休止中の地域に対して「ふれあい懇進します ○定期的な活動報告の連絡会を促進し
	ふれあい・いきいきサロン	自宅に閉じこもりがちな認知症高齢者や自宅から歩いていける場所に気軽に集い、生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる
	地域リビング	公民館を「地域のお茶の間」に見立ててや介護予防活動を毎週開催し、住民活動 ○卓球バレーやペタンク大会等を開催し、 ○介護予防教室講師を対象に緊急時に備ます
	いのちのバトン	自身が緊急事態に陥った時に情報を周囲報キットを希望世帯に配布します
	福祉車両貸与事業	移動困難な方の社会参加の便宜を図るため域へ貸し出し、地域住民主体の移動支援
生活支援体制整備事業を推進し、様々な社会資源が連携した支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加促進を図ります	福祉の会	住民ニーズの把握及び定期的な情報共 支えあいのネットワークづくりを推進しま
	マイカーボランティア	通院や買い物等の交通弱者に対して、自 取り組みます
	スマイルサポート事業	日常生活の中の困りごとに対して、住民相 展開します

容	令和8年度数値目標	令和元年度実績
単位として心配な世帯を対象に、ふれあい 談会」を開催し、ふれあい活動の再開を促 ます	実施地域：全地域	実施地域数：25箇所 【一部新規】
障がい者等をはじめ、地域住民が主体となり、 レクリエーションや会食会などの交流を通して 活動を支援します	実施地域：全地域 延べ参加者数： 5,500人	実施地域数：33箇所 延べ参加者数： 4,595人
改修し、「地域リビング」と名付け、交流活動 の場作りを推進します 他地域との交流を図ります えた救急法講座等の開催や情報交換を実施し	実施地域数：20箇所 延べ参加者数： 11,500人	実施地域数：20箇所 延べ参加者数： 9,565人
にスムーズに伝えることができる救急医療情	配布累計数： 1,500世帯	配布累計数：976世帯
め、本会所有の車輛（10人乗りワゴン）を地 を実施します		1台 延べ利用者数：190人
有・連携強化の場づくりを地域の中で推進し、 す	設置地域：全地域	設置地域数：6地区
家用車を活用した住民相互の外出支援活動に	全地域	【新規】
互が支えあう住民参加型在宅福祉サービスを	実施地域：全地域 登録者数：200人	実施地域数：11地域 登録者数：108人

目 標 1	住民参加の促進	
いつでも、どこでも、だれでも、気軽に参加できる仕組みをつくります		
方 針	事 業	内
ボランティア活動と福祉教育を推進します	ボランティア・市民活動支援センター	ボランティア活動や市民活動に関する相 ボランティア同士の交流の場を設け、情報
	DIYボランティア	高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の日 修（危険な作業を伴わないもの）をするボ
	わいわい学童クラブボラ ンティア	ボランティアの推進及び高校生と児童の て高校生がふれあい学童クラブにおいて
	福祉教育推進校助成事 業	小・中学校で実施する福祉関係の取り組 や理解を深めることを促進します
	福祉体験支援事業	当事者との交流を主とした講座を実施す （障がい者を特別視するのではなく、障が ようにしようという考え方）の浸透を図り
災害にも強いまちづくりを 推進します	災害ボランティアセンター	地域防災計画に基づき水俣市と社会福祉 被災者支援を実施します
	災害ボランティア支援	被災地において復旧活動や復興活動を行 ティアバス運行等の支援をします
	被災地支援	被災した地域に対して、職員派遣の人的支 施します
	災害時相互応援協定	災害発生時、円滑に近隣市町の社会福祉 を締結します
	事業継続計画（BCP）	通常業務が困難となるような災害が発生し がないよう、体制整備を構築します
社会福祉法人の連携及び 社会貢献を推進します	社会福祉法人連絡会	福祉の向上を図ることを目的として、社会 ニーズや課題を受け止め、連携・協働し、 組みます
寄附文化の醸成を推進し ます	赤い羽根の共同募金	透明性を図り、常に「必要な人たちに必 り、誰でも気軽に寄附ができる文化を醸成

容	令和8年度数値目標	令和元年度実績
談や情報提供、活動先の紹介を行うとともに、交換やより良いセンター運営を推進します	登録団体数：12団体	登録団体数：9団体
常生活で困難となる日曜大工程度の修繕・補ランティアグループを創出します	全地域	【新規】
交流を図ることを目的に、長期休暇に合わせボランティア活動を実施します	参加者数：15人	参加者数：4人
みに対して助成し、児童・生徒が福祉への関心	実施校：全校（11校）	実施校：全校（11校）
る地域や団体を支援し、ノーマライゼーション いのない人と同じように社会で暮らしていける ます	実施団体数：10団体 全校（11校）	実施団体数：1団体
協議会が協定を締結し、災害発生時に迅速な		
うボランティアに対して、情報提供やボラン		ボランティアバスの運 行：1回（佐賀市）
援及び 資機材の貸し出し等の物的支援を実		訓練数：1回
協議会に応援を求められるよう、事前に協定	締結市町数：4市町	締結市町数：3市町
た際に、重要業務や福祉サービスが滞ること		
福祉法人が相互に情報交換を行い、地域の 社会福祉法人ならではの地域公益活動に取り		【新規】
要な支援をする」という本来の目的に立ちかえ します	募金総額： 9,000,000円	募金総額： 8,359,806円

目 標2		当事者支援の充実			
生活のしづらさがある方を早期に発見し、迅速に対応します					
方 針		事 業		内	
相談窓口の周知徹底及び社協活動の広報に努め、一人も取り残さない支援をします		ふれあい総合相談所		いつでも、だれでも、困りごとに相談対応 早期対応を充実します	
		相談手段の拡大		SNSやメールなど様々な手段での相談に	
		調査・研究活動		ニーズ把握の調査活動と課題解決のため	
		社協だより		社協活動に加え、住民活動や福祉全般に	
		ホームページ		ホームページに留まらず、身近なSNSツ-	
		ICT（情報通信技術）の活用		ICT等の技術活用を通して、サービスの質 ○オンライン会議及び研修 ○タブレット端末を用いた、遠隔地にいる	
子育て支援を推進します		子どもサロン		保護者の交流及び育児の孤立化防止を図	
		ひとり親家庭ふれあい学童クラブ参加支援事業		ひとり親家庭を対象にふれあい学童クラブの孤立化を防止し、子育て支援を充実	
当事者の生きがいをづくりを支援します		当事者組織支援		既存団体の支援をはじめ、未組織の当事者す	
経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人等の自立促進を図ります		生活困窮者自立相談支援事業		生活困窮者の早期発見及び迅速な支援開人たちの自立を支援するため、生活全般のにも、支援計画を作成し、伴走型の支援	
		生活困窮者自立支援連携推進会議		関係機関等が連携して支援方法を検討し、自立の促進を図ります	
		生活困窮者食糧支援事業		生活に困窮し、当面の食糧が確保できない食糧支援を行います	
		家計相談支援事業		家計状況の「見える化」と根本的な課題るように支援します	
		生活福祉資金貸付事業		低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯り、その世帯の経済的自立や在宅福祉・社	
		福祉金庫貸付事業		一時的に生活困窮に陥ってしまった時に、	

容	令和8年度数値目標	令和元年度実績
できる窓口として、住民のニーズに早期発見、	相談延べ件数： 10,000件	相談延べ件数： 5,722件
対応する体制を整えます		【一部新規】
の研究活動を充実します	実施回数：2回	実施回数：1回
関する住民への広報・周知を充実します	発行回数：2回	発行回数：2回
ルを活用した情報発信に努めます	随時更新	【一部新規】
の向上と効率化を推進します		【新規】
家族とのオンライン面談や交流		
り、子育て支援を推進します	実施団体数：2団体	実施団体数：1団体
ブの保育料を補助し、経済的な負担軽減と育 します	利用者数：30人	利用者数：30人
者及び家族会の立上げ支援を積極的に行いま	支援団体数：10団体	支援団体数：7団体
始、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な 困りごとの相談にワンストップで対応するとと を行います	相談件数：80件 延べ人数：1,800人	相談件数：73件 延べ人数：1,601人
し、必要な支援を総合的かつ効果的に実施	開催数：4回	開催数：3回
い方に対して、関係機関と連携して緊急的な	利用件数：30件	利用件数：22件
の把握を行い、相談者が自ら家計を管理でき	利用件数：12件	利用件数：11件
等に対して、資金貸付と必要な相談・支援によ 会参加の促進を図ります	貸付件数：20件	貸付件数：24件
緊急的な臨時生活資金を貸し付けます	貸付件数：10件	貸付件数：14件

目 標2		当事者支援の充実
生活のしづらさがある方を早期に発見し、迅速に対応します		
方 針	事 業	内
	法外援護事業	行旅中の生活に困窮している方に対し、近
	一時保護支援事業	緊急な保護対象者に対して宿泊援護等を体制を構築します
	保証サービス体制整備	身寄りのない方を対象として、身元保証やの体制構築を図ります
ひきこもり（家族以外との人間関係がなく、社会参加をしていない状態にある方）やその家族への支援を推進します	ひきこもり相談	ひきこもっている人やその家族の相談に応じます
	ひきこもり家族交流会	家族同士が情報交換等の交流を通じ、精
	当事者の会「フリースペース」	安心できる居場所をつくり、交流や仲間づりに努めます
	本人と家族の会「フリージアの会」	ひきこもっている人の回復と社会的自立を交流等を実施します
判断能力が十分でない方（認知症、知的障がい、精神障がい等）の権利を守ります	権利擁護センター事業	財産保全や契約手続き等の権利擁護に関の利用支援を行います
	地域福祉権利擁護事業	利用者との契約に基づき、地域で安心して、日常的な金銭管理サービスや重要書
	権利擁護地域連携ネットワーク	多様なケースに対応できる法律・福祉等のムで支援できる体制を構築します
	権利擁護出前講座	判断能力が低下した方の財産管理や法律護を目的とした制度の仕組みを周知します
	市民後見人推進事業	身近な市民という立場から、成年後見制等を支える「市民後見人」の養成及び
	法人後見事業	社会福祉協議会が成年後見人、保佐人もの財産保全や身上保護を行います

容	令和8年度数値目標	令和元年度実績
隣地までの交通費を援助します	利用件数：5件	利用件数：5件
し、旅館業者等と連携して一時的な緊急支援		【新規】
日常生活支援、死後事務等に関するサービス		【新規】
じ、関係機関と連携し、自立に向けて支援し	利用者：10人 延べ人数：100人	6人
神的な負担軽減を目的に実施します	開催数：4回 参加者：8人	開催数：3回 参加者：6人
くりをとおして、自ら一步を踏み出す環境づく	毎週金曜日 利用者数：10人	毎週金曜日 利用者数：8人
支援するとともに、その家族との情報交換や	登録世帯数：8世帯	登録世帯数：5世帯
する相談に応じるとともに、成年後見制度等	相談件数：110件 延べ人数：130人	相談件数：102件 延べ人数：121人
暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心 類の預かり等の支援をします	利用件数：15件	利用件数：13件
専門職種や地域の関係機関等と連携し、チー	開催数：2回	【新規】
行為の代理等を行う成年後見制度など権利擁	開催数：10回	開催数：8回
度を必要とする高齢者や知的障がいのある方 フォローアップに取り組みます	受講者数：10人	受講者数：20人
しくは補助人になり、判断能力が不十分な方	利用件数：8件	利用件数：4件

目 標 2		当事者支援の充実			
生活のしづらさがある方を早期に発見し、迅速に対応します					
方 針		事 業		内	
高齢者及びその家族からの相談・支援を行い、総合的な相談拠点である地域包括支援センターを充実します		包括的支援事業 ・総合相談支援業務		保健・医療・福祉関係機関、民生委員や業所）との連携を図り、高齢者の健康・生活を的確に把握し、継続的・専門的な支援を	
		包括的支援事業 ・権利擁護業務		地域において尊厳のある生活を維持し、の権利擁護を行います ○法律相談会 ○高齢者虐待対応連携推進会議	
		包括的支援事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		高齢者等の状況やケアラー支援を含め、機関と連携するとともに、介護支援専門員 ○処遇困難ケース会議 ○気づきのネタ情報提供会議 ○高齢・福祉連携推進会議 ○医療福祉連携推進会議 ○介護保険給付適正化に係わる地域ケア ○地域包括支援センター運営協議会	
		介護予防に係るケアマネジメント業務		「介護が必要な状態となることを防ぐ」、を防ぐ」ために、要支援及び介護予防・生活サービスや生活支援サービスの利用に化防止・生活の質の向上等）を実施します	
		介護予防把握事業		地域や関係機関から収集した情報を元に、を把握し、介護予防活動へつなぎます	
		地域介護予防活動支援事業		要支援・要介護状態になる前からの介護体の介護予防が行えるよう動機づけを行	
		セルフマネジメント（自己管理）支援		病気や心身の状態を正しく理解して、自律けに努めます	

容	令和8年度数値目標	令和元年度実績
地域サポートセンター（地域密着型サービス事 活に関わる相談を幅広く受け付け、相談内容 行います	延べ件数：3,150 件	延べ件数：2,858 件
安心して生活を行うことができるよう、高齢者	延べ件数：165 件	延べ件数：136 件
地域で安心して暮らすことができるよう、関係 への助言や支援を行います	介護支援専門員相談・ 困難事例相談の延べ件 数：240 件	介護支援専門員相談・ 困難事例相談の延べ件 数：209 件
会議		
「要介護状態になっても、今より悪くなること 活支援サービス事業対象者に対して、介護予 つなげるケアマネジメント（ニーズ把握・重度		サービス利用延べ回 数：4,286 回 うち委託延べ回数： 2,082 回
閉じこもり等の何らかの支援が必要な高齢者	訪問延べ回数：200 件	訪問延べ回数：168 件
予防を目的に、介護予防の普及啓発や住民主 います	実施回数：6 回	実施回数：4 回
的に生活を管理する力を高めるための働きか		【新規】

目 標2		当事者支援の充実
生活のしづらさがある方を早期に発見し、迅速に対応します		
方 針	事 業	内
ケアラー(不調のある家族等への介護・看病・育児・療育等は無償でケアする方) に対する支援を推進します	介護者リフレッシュ事業	身体障害者1～2級及び要介護4～5等の介護している方を対象に、年間2回、訪問
	介護教室	心身の負担を軽減できる介護について、介 開催します
	家族会の設置	関係機関と連携し、当事者(生活にしづら
	福祉用具貸与事業	杖や車いす等の福祉用具を無料(2月以
	調査活動	ヤングケアラー(通学、通勤しながら家族た実態把握調査を定期的に実施します
認知症の人や家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します	認知症初期集中支援事業	認知症は早期に受診しなかったために悪る恐れがあるため、認知症初期集中支援
	認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や知症サポーターを養成します
	ステップアップ講座	認知症サポーター養成講座修了者が復習サポーター同士の発表・討議も含めた、よます
	チームオレンジ	ステップアップ講座修了者が認知症の人ごとに対して支援ができる仕組みづくりを
	キャラバンメイト養成講座	認知症サポーター養成講座を企画・開催し、
	キャラバンメイト連絡会	キャラバン・メイトの共通認識や講師として成講座の企画・開催などを行います。さらきるような体制整備を構築します
	認知症研修会	介護保険サービス事業者を対象に認知症目的に研修会を開催します
	認知症介護者の会「かざぐるまの会」	認知症介護者の精神的負担軽減を図ると得し、介護の負担軽減に努めます

容	令和8年度数値目標	令和元年度実績
在宅寝たきりの方とその方を半年以上在宅で散髪・訪問マッサージを実施します	利用数：10件	利用数：5件
護技術、健康講話等、家族向けの介護教室を	開催数：12回	【新規】
さがある方）の家族会の立上げを支援します		【新規】
内）で貸し出します	利用件数：200件	利用件数：99件
の介護を担っている18歳未満の若者）を含め		【新規】
化したり、診断や十分なケアが行われず進行す チームを設置し、早期の段階で支援します	相談件数：10件	相談件数：3件
職域において認知症の人や家族を支援する認	受講者累計数： 10,600人	受講者累計数： 8,501人
も兼ねて学習する機会を設け、座学だけでなく り実際の活動につなげるための講座を開催し		【新規】
も参加したチームを組み、早期のうちから困り 構築します		【新規】
講師を務めるキャラバン・メイトを養成します	登録者数：85人	登録者数：25人
てのスキルアップを図り、認知症サポーター養 に、全てのキャラバンメイトが積極的に活動で	開催回数：12回	開催回数：4回
ケアのあり方を学び、認知症ケアの質の向上を	参加者数：120人	参加者数：65人
ともに、勉強会などで介護に関する知識を修	毎週開催 利用者数：200人	毎月開催 利用者数：14人

目 標2		当事者支援の充実			
生活のしづらさがある方を早期に発見し、迅速に対応します					
方 針		事 業		内	
		認知症見守り声掛け訓練		認知症の人やその家族が安心して地域でされるように、声掛け訓練をとおして住民	
		傾聴ボランティア養成講座		多くの方が傾聴の技法を習得して地域として活動し、支えあい体制の構築をしま	
		傾聴ボランティア体験週間		傾聴ボランティア養成講座修了者を対象実施します	
		傾聴ボランティア個人宅訪問活動		スキルアップ講座修了者が個人宅への訪	
在宅サービスの充実を図ります		訪問入浴サービス事業		高齢者（介護保険事業）及び障がい者で自力での入浴が困難な方に対し、入浴助を実施します	

7 計画の進行管理

本計画は、社協に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもと、連携をとりながら推進していかなければなりません。

計画の推進にあたっては、まず、地域福祉の理解を広げるために、計画を多くの市民に知ってもらうことが必要です。このため社協だより・社協のホームページなど、様々な場面において計画の周知に努めてまいります。

計画に従って施策が確実に遂行されているか、施策は十分な効果を上げているか等の観点から定期的にチェックし、適宜見直していくものとします。

容	令和8年度数値目標	令和元年度実績
暮らすことができるよう、積極的な声掛けがな 啓発を推進します	全地域終了	訓練終了地域数： 16地域
高齢者や福祉施設の利用者の方々の話し相手 す	修了者累計数：300人	修了者累計数：134人
にフォローアップ講座とボランティア体験を実	参加者累計：250人	【新規】
問活動を推進します	利用者数：100人	【新規】
（障害者移動入浴車派遣事業）で在宅におい 車で自宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介	稼働回数：1,500回	稼働回数：1,061回



8 策定メンバー

第3期地域福祉活動計画策定委員会・ふれあいのまちづくり推進委員会Ⅸ

No.	氏 名	所 属 等 (平成31年4月現在)	50音順敬称略
1	生 魚 真由美	ケアハウス リブ・ラン扇居宅介護支援事業所	
2	一 川 大 輔	美里在宅支援事業所・プラスワン (医療福祉考動塾)	会 長
3	井 上 章 久	わかたけ保育園	副 会 長
4	笠 井 光 俊	毎日新聞社水俣通信部	企画委員
5	窪 田 恵梨子	岡部病院 看護部訪問看護	
6	小 形 浩 充	水俣市福祉環境部福祉課	
7	小 嶋 道 廣	社会福祉士	
8	下 川 満 夫	水俣芦北広域行政事務組合	
9	竹 下 浩 久 令和元年度～ 岩下里美	水俣市福祉環境部いきいき健康課	
10	田 中 健太郎	はつの・あそびの森こども園	
11	谷 口 誠	Uターン介護の経験者	
12	徳 富 一 敏	水俣市身体障害者福祉協会連合会	
13	永 田 明 美	水俣協立病院 地域医療連携室	
14	福 田 浩 樹	福田農場	
15	橋 本 久美子	水俣市民生委員・児童委員協議会	
16	原 田 利 恵	国立水俣病総合研究センター 地域政策研究室	副会長
17	東 宗 一	Uターン介護の経験者	
18	松 原 恵 治	水俣市自治会長会	
19	松 本 周 子	水俣市福祉事務所 婦人相談員	
20	峰 村 直 樹	デイサービスセンター 長寿村	企画委員
21	宮 本 隆 文	特別養護老人ホーム白梅荘	
22	森 下 澄 恵	傾聴グループみなまた	
23	吉 井 恵璃子	久木野子ども伝統芸能講座実行委員会	
24	吉 海 耕 一	かざぐるまの会 (認知症介護者の会)	企画委員
25	吉 海 信 子	一級建築士、福祉住環境コーディネーター	企画委員
26	笠 大 佑	児童発達支援センター にこにこ	





水俣市は令和2年7月に SDGs 未来都市に選定されています

水 俣 市
水俣市社会福祉協議会